第6章 インド

第6章 インド

第6章 インド	341
1. 国家行政組織	341
(1)国家統治の概観	341
(2)国家行政組織の全体像	344
(ア)設置根拠	344
(イ)省庁	345
(ウ)各省庁の予算	349
(工) 公務員の種類と定員	351
(3)国家行政組織改革	355
(ア)国家行政組織改革の全体像	355
(イ)国家行政組織改革の具体例	356
(4)スポーツ政策に係わる国家行政組織改革	363
(ア)1990 年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧	363
(イ) 各改革の背景・目的・効果	363
2. スポーツ政策に係わる行政組織	365
(1)スポーツ担当省	365
(ア)体制	365
(イ)権限の根拠	372
(ウ)財源	372
(工)予算	
(オ)統括団体等、スポーツ団体との関係	
(2)スポーツに関する独立行政法人等	
(ア)SAI(インドスポーツ機関)	376
(3)スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野	379
(ア)障害者スポーツ	379
(イ)学校体育	379
(ウ)スポーツ施設・公園整備	
(工)高齢者の健康増進等国民の体力つくり	
(オ)スポーツ産業の振興	381
3. 参考文献	382

第6章 インド 1

1. 国家行政組織

(1) 国家統治の概観

インドは連邦共和制国家であり、28の州(States)と7つの連邦直轄領(Union Territories)からなる。

インドの元首は大統領である。名目上は連邦行政組織の長であり、連邦国防軍の最高指揮権も持つが、政治上の実権はない。

実質的な行政権は首相を首席とする閣僚会議(Council of Ministers; 内閣と同義)に与えられており、大統領は閣僚会議の助言に従って、国会を通過した法案の承諾や、首相、最高裁首席判事および州知事の任命等の職務を遂行する。

閣僚会議は首相を筆頭に、大臣(Cabinet Ministers)と、閣外大臣からなる。閣外大臣は閣議に招かれることはあっても、閣議の構成員ではない。閣外大臣には、閣外ではあるが省を自らの指揮下におく閣外専管大臣(Ministers of State (Independent Charges))と、閣内大臣の補佐を行う副大臣的な位置づけの閣外大臣(MoS:Minister of State)の2種類がある。これらの大臣は首相の助言に基づいて、大統領より任命される。

2012 年 10 月 28 日に閣僚会議の改造が実施され、マンモハン・シン首相を含む閣僚 33 人、閣外専管大臣 12 人、閣外大臣 36 人の合計 81 人が就任している。

それまでは閣僚 33 人、閣外専管大臣 7 人、閣外大臣 37 人の合計 77 人であった。2003年のインド憲法第 91 次改正の際に閣僚会議の総数は下院(Lok Sabha)の定数の 15%を越えてはならないと規定され、下院の定数は 552 人であるため、15%に相当する 82 人が閣僚の上限数となる。

図表-6-1 インドの全閣僚リスト (2012年10月28日) 2

種類	序列	業務責任範囲(Portfolio)	氏名
		首相 Prime Minister	
		原子力庁 Department of Atomic Energy	
	1	宇宙庁 Department of Space	Manmohan Singh
		人事苦情処理年金省 Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions	
		国家計画委員会 Ministry of Planning	
大臣	2	鉄道大臣 Minister of Railways	Pawan Kumar Bansal
	3	財務大臣 Minister of Finance	Palaniappan Chidambaram
	4	農務大臣 Minister of Agriculture	Sharad Chana Govinao Pawar
		食品加工業大臣 Minister of Food Processing Industries	Silalau Cilalia Govillao Pawai
	5	国防大臣 Minister of Defence	AK Antony

¹ 本章においてインドの通貨を表す場合は、ルピーと表記する。参考までに、2012 年における対円年平均 為替レートは、1 ルピー=1.48 円である。

算出根拠: OANDA, Average Exchange Rates (bid rate) http://www.oanda.com/currency/average なお、国際通貨基金が 2013 年 3 月に公表した 2012 年のインドにおける国民一人当たり GDP(購買力平価換算)は 3,971 米ドルで、日本の 35,578 米ドルと比較すると、約 10 分の 1 である。

IMF World Economic Outlook Database

http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2011/02/weodata/index.aspx

341

² インド政府ウェブサイト india.gov.in Cabinet Ministers

なお、全閣僚リストは大臣らの政治的な地位の序列に従って示されている。

http://india.gov.in/my-government/whos-who/council-ministers

種類	序列	業務責任範囲(Portfolio)	氏名
	6	内務大臣 Minister of Home Affairs	Sushil Kumar Sambhajirao Shinde
	7	外務大臣 Minister of External Affairs	Salman Khurshid
•	0	地球科学大臣 Minister of Earth Sciences	Jainal Cudini Daddy
	8	科学技術大臣 Minister of Science and Technology	Jaipal Sudini Reddy
	9	保健家族福祉大臣 Minister of Health and Family Welfare	Ghulam Nabi Azad
	10	新再生エネルギー大臣 Minister of New and Renewable Energy	Farooq Abdullah
	11	石油天然ガス大臣 Minister of Petroleum and Natural Gas	M Veerappa Moily
	12	在外インド人大臣 Minister of Overseas Indian Affairs	Vayalar Ravi
	13	民間航空大臣 Minister of Civil Aviation	Ajit Singh
	14	労働雇用大臣 Minister of Labour and Employment	Mallikarjun Kharge
	15	人的資源開発大臣 Minister of Human Resource Development	M Mangapati Pallam Raju
	16	通信情報技術大臣 Minister of Communications and Information Technology	Kapil Sibal
	17	商工業大臣 Minister of Commerce and Industry 繊維大臣 Minister of Textiles	Anand Sharma
	18	陸運高速道路大臣 Minister of Road Transport and Highways	C P Joshi
	19	住宅都市貧困緩和大臣 Minister of Housing and Urban Poverty Alleviation	Ajay Maken
	20	文化大臣 Minister of Culture	Chanesh Kumari Katoch
l l	21	船舶大臣 Minister of Shipping	GK Vasan
大臣	00	議会関係大臣 Minister of Parliamentary Affairs	IZ-mark Night
	22	都市開発大臣 Minister of Urban Development	Kamal Nath
	23	水資源大臣 Minister of Water Resources	Harish Rawat
	24	社会正義権限付与大臣 Minister of Social Justice and Empowerment	Kumari Selja
	25	化学肥料大臣 Minister of Chemicals and Fertilizers	M K Alagiri
	26	重工業公営企業大臣 Minister of Heavy Industries and Public Enterprises	Praful Manoharbhai Patel
•	27	石炭大臣 Minister of Coal L	Sriprakash Jaiswal
•	28	司法公正大臣 Minister of Law and Justice	Ashwani Kumar
	29	マイノリティー大臣 Minister of Minority Affairs	K Rahman Khan
	30	鉱業大臣 Minister of Mines	Dinsha J Patel
	31	パンチャーヤティラージ大臣 Minister of Panchayati Raj 部族関係大臣 Minister of Tribal Affairs	V Kishore Chana Deo
	32	鉄鋼大臣 Minister of Steel	Beni Prasad Verma
•	33	農村開発大臣 Minister of Rural Development	Jairam Ramesh
	1	観光省 Ministry of Tourism	K Chiranjeevi
	2	女性子ども開発省 Ministry of Women and Child Development	Krishna Tirath
	3	青年スポーツ省 Ministry of Youth Affairs and Sports	Jitendra Singh
	4	消費者食糧公共配給省 Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution	Prof Kuruppassery Varkey Thomas
閣外	5	統計事業実施省 Ministry of Statistics and Programme Implementation	Srikant Kumar Jena
専管	6	環境森林省 Ministry of Environment and Forests	Jayanthi Natarajan
大臣	7	情報放送省 Ministry of Information and Broadcasting	Manish Tewari
	8	北東地域開発省 Ministry of Development of North Eastern Region	Paban Singh Ghatowar
	9	飲料水衛生省 Ministry of Drinking Water and Sanitation	Bharatsinh Madhavsinh Solanki
	10	電力省 Ministry of Power	Jyotiraditya Madhavrao Scindia
	11	零細中小企業省 Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises	KH Muniyappa
	12	法人業務省 Ministry of Corporate Affairs	Sachin Pilot
問力	1	外務省 Ministry of External Affairs	E Ahamed
閣外 大臣	2	国防省 Ministry of Defence	Jitendra Singh
八正	3	商工業省 Ministry of Commerce and Industry	S Jagathrakshakan

種類	序列	業務責任範囲(Portfolio)	氏名
	4	労働雇用省 Ministry of Labour and Employment	Suresh Kodikunnil
	5	化学肥料省 Ministry of Chemicals and Fertilizers	Srikant Kumar Jena
	6	農村開発省 Ministry of Rural Development	Lalchand Kataria
	7	議会関係省 Ministry of Parliamentary Affairs	Paban Singh Ghatowar
	8	都市開発省 Ministry of Urban Development	Deepa Dasmunsi
	9	保険家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare	S Gandhiselvan
	10	社会正義権限付与省 Ministry of Social Justice and Empowerment	D Napoleon
	11	民間航空省 Ministry of Civil Aviation	K C Venugopal
	12	人的資源開発省 Ministry of Human Resource Development	Jitin Prasada
	13	人的資源開発省 Ministry of Human Resource Development	Shashi Tharoor
	14	内務省 Ministry of Home Affairs	Ramachanan Mullappally
	15	首相府 Prime Minister Office 人事苦情処理年金省 Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions	V Narayanasamy
	16	商工業省 Ministry of Commerce and Industry	Daggubati Purandeswari
	17	鉄道省 Ministry of Railways	Adhir Ranjan Chowdhury
	18	鉄道省 Ministry of Railways 鉄道省 Ministry of Railways	Kotla Jaya Surya Prakash Reddy
	10		Rotta daya Gurya i Takasii Reday
	19	繊維省 Ministry of Textiles	Lakshmi Panabaka
	20	財務省 Ministry of Finance	Namo Narain Meena
	21	財務省 Ministry of Finance	SS Palanimanickam
	22	陸運高速道路省 Ministry of Road Transport and Highways	Sathyanarayana Sarvey
閣外	23	外務省 Ministry of External Affairs	Preneet Kaur
大臣	24	農業省 Ministry of Agriculture	Charan Das Mahant
		食品加工業省 Ministry of Food Processing Industries	
	25	農業省 Ministry of Agriculture	Tariq Anwar
	00	食品加工業省 Ministry of Food Processing Industries	Danas Manah
	26	部族関係省 Ministry of Tribal Affairs	Ranee Narah
	27	社会正義権限付与省 Ministry of Social Justice and Empowerment	Porika Balram Naik
	28	保険家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare	Abu Hasem Khan Choudhury
	29	議会関係省 Ministry of Parliamentary Affairs 国家計画委員会 Planning Commission	Rajeev Shukla
	30	陸運高速道路省 Ministry of Road Transport and Highways	Tushar Amarsinh Chaudhary
	31	通信情報技術省 Ministry of Communications and Information Technology	Milind Murli Deora
	32	船舶省 Ministry of Shipping 通信情報技術省 Ministry of Communications and Information Technology	Kruparani Killi
	33	石炭省 Ministry of Coal	Pratik Prakashbapu Patil
	34	マイノリティー省 Ministry of Minority Affairs	Ninong Ering
	35	農村開発省 Ministry of Rural Development	Pradeep Kumar Jain Aditya
	36	内務省 Ministry of Home Affairs	Ratanjit Pratap Narain Singh
	50	אניאן בארא באוווווסנוץ טו דוטוווכ אוומווס	ratarijit i ratap riaram omgn

(2) 国家行政組織の全体像

(ア) 設置根拠

インドにおける省庁の設置根拠は、1961 年 1 月 14 日制定の「インド政府業務分担規則 (the Government of India (Allocation of Business) Rules, 1961)」という行政命令である³。 インド中央政府の行政事務の分担は、同規則を根拠として AOB (Allocation of Business Rules;業務分担規則)に示され、内閣官房(Cabinet Secretariat)が統括している。

同規則の別表 I (First Schedule) には省 (Ministry) および庁 (Department) の設置が定められている。また、別表 II (Second Schedule) には別表 I に記載された省の業務分担が記載されている。

AOB は省庁再編の都度別表 I 及び別表 II の改正がなされ、改正後には大統領令により官報に公告されることとなっており、最近では 2012 年 5 月 12 日に改正が実施され、2012年 5 月 14 日に官報公告がなされている。

なお、インド憲法第 246 条は行政事務について、連邦が所管するものと州が所管するものとについて連邦議会(Parliament)の立法により定め、憲法の別表 VII(the Seventh Schedule)に所管業務を掲載することを規定している7。この別表 VII のうち連邦所管業務リスト(List I- Union List)には連邦が所管すべき行政事務 19 項目が掲げられ、AOB を改正する際には、この憲法別表 VII の内容と矛盾しないことが前提とされる8。

また、省庁の業務分担の変更が他省庁の編成に影響が与えるようなケースは、AOB 会議 (AOB meeting) が招集され、各省庁の部長級が参加して協議のうえ、慎重に調整が実施される。また、その結果は AOB レビュー(Review of the AOB Rules)として公表されており、別表 I に記載された省の業務分担変更と関係する設置法等の改正、および庁以下の関係行政機関が掲載されている。最近では 2010 年に AOB レビューが実施されている¹⁰。

³ http://cabsec.nic.in/allocation_order.php

⁴ http://cabsec.nic.in/allocation_firstschedule.php

⁵ http://cabsec.nic.in/showpdf.php?type=allocation_secondschedule

⁶ Cabinet Secretariat, Business Rules (インド政府業務分担規則の改正年月日と大統領令の官報公告年月日を時系列に整理したもの)

http://cabsec.nic.in/showpdf.php?type=allocation_amendment

⁷ Article 246 in The Constitution Of India 1949 http://www.indiankanoon.org/doc/77052/

⁸ Seventh Schedule (Article 246), List I.- Union List http://www.constitution.org/cons/india/shed07.htm

⁹ AOB Review Meeting Notice http://cabsec.nic.in/allocation_meeting_notice.php

¹⁰ 2010 年規則レビュー(Review of the AOB Rules,2010;省庁部局内の編成変更点を整理したもの) http://cabsec.nic.in/showpdf.php?type=allocation_review

(イ) 省庁

インドの中央行政機関(Union Government) は、50 の省(Ministries) と、50 余りの庁(Departments) からなる。

なお、インド政府は行政機構図を公表していない。

図表-6-2 インドの省 50省(アルファベット順)11

曲光小	Ministry of Assistations
農業省	Ministry of Agriculture
化学肥料省	Ministry of Chemicals and
	Fertilizers Ministry of Civil Aviation
	·
石炭省	Ministry of Coal
商工業省	Ministry of Commerce and Industry
通信情報技術省	Ministry of Communications and Information Technology
消費者食糧公共配給省	Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution
法人業務省	Ministry of Corporate Affairs
文化省	Ministry of Culture
国防省	Ministry of Defense
北東地域開発省	Ministry of Development of North Eastern Region
飲料水衛生省	Ministry of Drinking Water Supply and Sanitations
地球科学省	Ministry of Earth Sciences
環境森林省	Ministry of Environment and Forests
外務省	Ministry of External Affairs
財務省	Ministry of Finance
食品加工業省	Ministry of Food Processing Industries
保健家族福祉省	Ministry of Health and Family Welfare
重工業公営企業省	Ministry of Heavy Industries and Public Enterprises
内務省	Ministry of Home Affairs
住宅都市貧困省	Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation
人的資源開発省	Ministry of Human Resource Development
情報放送省	Ministry of Information and Broadcasting
労働雇用省	Ministry of Labour and Employment
司法公正省	Ministry of Law and Justice

30 旬(アルファハット)	
零細中小企業省	Ministry of Micro, Small and Medium Enterprise
鉱業省	Ministry of Mines
マイノリティー省	Ministry of Minority Affairs
新再生エネルギー省	Ministry of New and Renewable Energy
在外インド人省	Ministry of Overseas Indian Affairs
パンチャーヤティラージ省	Ministry of Panchayati Raj
議会省	Ministry of Parliamentary Affairs
人事苦情処理年金省	Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions
石油天然ガス省	Ministry of Petroleum and Natural Gas
電力省	Ministry of Power
鉄道省	Ministry of Railways
陸運高速道路省	Ministry of Road Transport and Highways
農村開発省	Ministry of Rural Development
科学技術省	Ministry of Science and Technology
船舶省	Ministry of Shipping
社会正義権限付与省	Ministry of Social Justice and Empowerment
統計事業実施省	Ministry of Statistics and Programme Implementation
鉄鋼省	Ministry of Steel
繊維省	Ministry of Textiles
観光省	Ministry of Tourism
部族関係省	Ministry of Tribal Affairs
都市開発省	Ministry of Urban Development
水資源省	Ministry of Water Resources
女性児童開発省	Ministry of Women and Child Development
青年スポーツ省	Ministry of Youth Affairs and Sport

(注)出典には、Ministry of Planning として総合調整官庁である国家計画委員会(Planning Commission)が省のひとつに加えられて合計 51 省とされているが、国家計画委員会は他の政府資料においては首相府所管の独立庁(Independent Department)の一つとされているため、本表には掲載していない。

¹¹ Government of India web directory, Union Government Ministries http://goidirectory.nic.in/index.php

なお、各省庁の所管事項をコンパクトにまとめた政府文書としては、インド下院事務局(Lok Sabha Secretariat)による "Demarcation of Responsibilities in Government of India" がある。 http://164.100.47.132/lssnew/questions/demarcation.pdf

図表-6-3 省 (Ministries) と庁 (Departments) の対応表¹²

(A) (NA'-'-1-')	
省(Ministries)	庁 (Departments)
農業省 Ministry of Agriculture	農業研究教育庁 Department of Agricultural Research and Education (DARE)
	農業協同組合庁 Department of Agriculture and Co-operation
	畜産酪農漁業庁 Department of Animal Husbandry, Dairying and Fisheries
化学肥料省 Ministry of Chemicals and Fertilizers	石油化学庁 Department of Chemicals and Petrochemicals
, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	肥料庁 Department of Fertilizers
	薬事庁 Department of Pharmaceuticals
民間航空省 Ministry of Civil Aviation	_
石炭省 Ministry of Coal	_
商工業省 Ministry of Commerce and Industry	商業庁 Department of Commerce
	産業政策振興庁 Department of Industrial Policy and Promotion
通信情報技術省 Ministry of Communications and Information	電気情報技術庁 Department of Electronics and Information
Technology	Technology (DEIT)
	郵政庁 Department of Posts
	電気通信庁 Department of Telecommunications (DOT)
消費者食糧公共配給省 Ministry of Consumer Affairs, Food	消費者庁 Department of Consumer Affairs
and Public Distribution	食糧公共配給庁 Department of Food and Public Distribution
法人業務省 Ministry of Corporate Affairs	_
文化省 Ministry of Culture	_
国防省 Ministry of Defence	国防経理庁 Defence Finance
	国防庁 Department of Defence
	国防装備品庁 Department of Defence Production
	国防研究開発庁 Department of Defence Research & Development
	退役軍人福祉庁 Department of Ex-Servicemen Welfare
	インド軍 Indian Armed Forces
	軍関係サービス Inter-Services Organisations
北東地域開発省 Ministry of Development of North Eastern Region	-
飲料水衛生省 Ministry of Drinking Water Supply and Sanitation	_
地球科学省 Ministry of Earth Sciences	インド気象庁 India Meteorological Department (IMD)
環境森林省 Ministry of Environment and Forests	_
外務省 Ministry of External Affairs	_
財務省 Ministry of Finance	政府保有株式売却庁 Department of Disinvestment
,	経済庁 Department of Economic Affairs
	歳出庁 Department of Expenditure
	金融業務庁 Department of Financial Services
	歳入庁 Department of Revenue
食品加工業省 Ministry of Food Processing Industries	_
保健家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare	アーユッシュ庁 Department of Ayurveda, Yoga and Naturopathy,
	Unani, Siddha and Homoeopathy (AYUSH)
	家庭福祉庁 Department of Family Welfare
	保健庁 Department of Health
	保健調査庁 Department of Health Research
重工業公営企業省 Ministry of Heavy Industries and Public	重工業庁 Department of Heavy Industries
Enterprises	公営企業庁 Department of Public Enterprises
内務省 Ministry of Home Affairs	中央武装警察隊 Central Armed Police Forces
Feature Williams of Florido Autorita	中央警察機構 Central Police Organisation
	国境管理庁 Department of Border Management
	内務庁 Department of Home
	内部安全庁 Department of Internal Security
	ジャムーカシミール庁 Department of Internal Security ジャムーカシミール庁 Department of Jammu & Kashmir (J & K)
	タヤムーガタミールけ Department of Jaminu & Kashmir (J & K) Affairs
	Milalio

¹² Union Government Departments http://goidirectory.nic.in/union_organisation.php?ct=E003

省(Ministries)	庁 (Departments)
	公用語庁 Department of Official Language
	州関係庁 Department of States
住宅都市貧困緩和省 Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation	
人的資源開発省 Ministry of Human Resource Development	高等教育庁 Department of Higher Education
,	学校識字教育庁 Department of School Education and Literacy
情報放送省 Ministry of Information and Broadcasting	_
労働雇用省 Ministry of Labour and Employment	_
司法公正省 Ministry of Law and Justice	法務庁 Department of Legal Affairs
.,	法制庁 Legislative Department
零細中小企業省 Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises	_
鉱業省 Ministry of Mines	_
マイノリティー省 Ministry of Minority Affairs	_
新再生エネルギー省 Ministry of New and Renewable Energy	_
在外インド人省 Ministry of Overseas Indian Affairs	_
パンチャーヤティラージ省 Ministry of Panchayati Raj	_
議会関係省 Ministry of Parliamentary Affairs	_
人事苦情処理年金省 Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions	行政改革苦情処理庁 Department of Administrative Reforms and Public Grievances (DARPG)
and rensions	年金福祉庁 Department of Pension & Pensioner's Welfare
	人事研修庁 Department of Personnel and Training
- 石油天然ガス省 Ministry of Petroleum and Natural Gas	一
電力省 Ministry of Power	
鉄道省 Ministry of Railways	
陸運高速道路省 Ministry of Road Transport and Highways	_
農村開発省 Ministry of Rural Development	土地資産庁 Department of Land Resources (DLR)
展刊例光音 Williatry of Kurai Development	農村開発庁 Department of Rural Development (DRD)
科学技術省 Ministry of Science and Technology	生物工学庁 Department of Rio-technology
The same of colorido and roomiclogy	科学技術庁 Department of Science and Technology (DST)
	科学産業調査庁 Department of Scientific and Industrial Research (DSIR)
船舶省 Ministry of Shipping	_
社会正義権限付与省 Ministry of Social Justice and	_
Empowerment	
統計事業実施省 Ministry of Statistics and Programme	_
Implementation	
鉄鋼省 Ministry of Steel	_
繊維省 Ministry of Textiles	_
観光省 Ministry of Tourism	_
部族関係省 Ministry of Tribal Affairs	_
都市開発省 Ministry of Urban Development	_
水資源省 Ministry of Water Resources	_
女性児童開発省 Ministry of Women and Child Development	- Department of Occupa
青年スポーツ省 Ministry of Youth Affairs and Sports	スポーツ庁 Department of Sports
	青年庁 Department of Youth Affairs
	原子力庁 Department of Atomic Energy(首相府所管)
	宇宙庁 Department of Space(首相府所管)
(独立庁 Independent Departments)	内閣府 Cabinet Secretariat
·	大統領府 President's Secretariat
	首相府 Prime Minister's Office
	国家計画委員会 Planning Commission

この表からもわかるように、省(Ministry)には、Department が設置されているものと、 設置されていないものがある。インドの Department は、我が国では「庁」と訳されること もあれば「局」と訳されることもあるが、本稿では「庁」の訳語を充てている。 インドの Department と我が国の「省」「庁」「局」の在り方との比較を試みれば、次のように示すことができる。

	インドの「庁」	日本の「省」	日本の「庁」	日本の「局」
英語名称	Department	Ministry	Agency	Bureau
行政機構上の 位置づけ	省の下部機関	内閣統括の下に行政 事務を取り扱う機関	省の外局	省または庁の 内部部局
組織の長	各省大臣	各省大臣	長官	局長
行政事務の責任者	事務次官	事務次官	長官	局長
省令、告示、規則等の 発出	権限あり	権限あり	原則権限なし	権限なし
官房組織	設置あり ¹³	設置あり	設置あり	設置なし
一般会計における	庁項目自体が	省項目	庁項目は	局項目は
予算項目の取扱い	省項目を構成	として独立	省項目とは別	省・庁項目とは別

図表-6-4 インドの庁(Department)と日本の「省」「庁」「局」の比較

インドの庁(Department)は省(Ministry)の下部機関と位置づけられ、大臣の統括下にある。そしてトップには事務次官(Secretary)が設置され、その下には通常、副次官(Additional Secretary)1人と次官補(Joint Secretary)複数名が置かれている。さらに次官補らは、通常、庁の行政事務を分担するために設置された複数のwings(部門)の何れかを担当、統括する責務を負うとされる¹⁴。これらwings(部門)はインドの庁では一般にbureau と名付けられ、「局」と訳される。したがって、機構の編成面に着目すれば、インドの Department は「局」でなく「庁」と捉えるのが適切と考えられ、庁に設置されている各部門を「局」とすれば、我が国における「庁」「局」間の関係と一致することとなる。

なお、庁を設置していない省は、大臣を筆頭に事務次官、副次官、そして複数の wings を統括する次官補らにより構成されており、これは庁と同じ編成である。

法制面では、インドの次官補以上の職には省令(order) または規則・通達等(circular) を発出する権限が与えられ、上級公務員による行政事務における職権行使の独立性が図られており、これは我が国の「局」にはみられない特徴と言える。

また、財政面では、財務省により配分される一般会計予算において、庁の予算は省の予算を構成する独立した項目として取り扱われており、庁を構成する省は、省自身の予算を持たない。

農業省(Ministry of Agriculture)を例に挙げると、農業省の下部機関には農業研究教育庁、 農業協同組合庁、畜産酪農漁業庁の3つが設置され、これら3つの予算合計が農業省の予 算とされている(次頁 図表-6-5 参照)。

-

¹³ 省の下に複数の庁が設置されているケースでは、各庁が必ずそれぞれ官房組織を置いているとは限らず、いずれかの庁にのみ置き、人事・総務等のバックオフィス業務や議会対策業務にかかるマンパワーを庁の間で共有している例がみられる。

Second Administrative Reforms Commission, 13th Report, "Organisational Structure Government of India" April 2009, p.49 http://arc.gov.in/13threport.pdf

(ウ) 各省庁の予算

インドの政府予算は、変動費にあたる Plan と人件費・賃料等の固定費にあたる Non-Plan の2種類に分けて示され、5か年計画等の長期計画に基づいた予算見積額が歳出限度上限額として毎年度提示される¹⁵。

インド政府の 2013-14 年度における各省庁の予算一覧表は、省庁個別の歳出限度上限額 そのものではなく、計画支出統計(Central Plan Outlay)と呼ばれる、省庁毎の変動費(Plan) に対する財務省による財政支援額として示されている。

図表-6-5 省庁別予算の概況(計画支出統計、国防費除く、単位:億ルピー) 16

	2010-2011	2011-2012	2011-2012	2012-2013
省庁	実績	実績	見直し予算	当初予算
Ministries and Departments	Actual	Actual	Revised	Budget
農業省 Ministry of Agriculture	1,382.5	1,248.2	1,286.1	1,612.1
農業協同組合庁 Department of Agriculture and Cooperation	1,020.8	867.9	865.4	1,099.1
農業研究教育庁 Department of Agricultural Research and Education	252.2	257.3	285.0	322.0
畜産酪農漁業庁 Department of Animal Husbandry, Dairying and Fisheries	109.6	123.0	135.7	191.0
原子力庁 Department of Atomic Energy(首相府所管)	545.2	725.7	989.5	1,167.3
化学肥料省 Ministry of Chemicals and Fertilisers	246.5	367.1	474.5	527.6
石油化学庁 Department of Chemicals and Petrochemicals	88.0	92.7	93.0	175.7
肥料庁 Department of Fertilisers	151.5	270.4	373.7	333.1
薬事庁 Department of Pharmaceuticals	7.0	4.0	7.8	18.8
民間交通省 Ministry of Civil Aviation	622.3	386.6	562.1	729.3
石炭省 Ministry of Coal	490.6	681.0	736.7	963.3
商工業省 Ministry of Commerce and Industry	268.6	284.1	297.3	346.5
商業庁 Department of Commerce	167.3	179.5	186.6	210.0
産業政策振興庁 Department of Industrial Policy and Promotion	101.3	104.6	110.7	136.5
通信情報技術省 Ministry of Communications and Information Technology	1,370.8	922.8	1,510.1	2,139.4
郵政庁 Department of Posts	45.0	29.6	35.0	80.0
電気通信庁 Department of Telecommunications	988.6	629.1	1,187.8	1,523.1
電気情報技術庁 Department of Electronics and Information Technology	337.2	264.1	287.3	536.3
消費者食糧公共配給省 Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution	31.1	37.7	41.6	54.5
消費者庁 Department of Consumer Affairs	18.1	17.3	18.5	24.1
食糧公共配給庁 Department of Food and Public Distribution	12.9	20.4	23.1	30.4
法人業務省 Ministry of Corporate Affairs	8.7	2.8	2.8	3.2
文化省 Ministry of Culture	72.9	74.8	80.5	86.4
北東地域開発省 Ministry of Development of North Eastern Region	8.5	9.0	9.1	20.5
飲料水衛生省 Ministry of Drinking Water and Sanitation	1,056.5	999.3	1,000.0	1,400.0
地球科学省 Ministry of Earth Sciences	76.8	81.9	85.5	128.1
環境森林省 Ministry of Environment and Forests	218.1	182.3	190.2	243.0
外務省 Ministry of External Affairs	80.0	110.4	112.5	150.0
財 <u>務省 Ministry of Finance</u>	949.7	1,742.6	1,713.0	2,013.2
政府保有株式売却庁 Department of Economic Affairs	205.8	292.6	292.6	404.0
金融業務庁 Department of Financial Services	743.0	1,449.7	1,420.0	1,608.8
歳出庁 Department of Expenditure	1.0	0.3	0.3	0.4
食品加工業省 Ministry of Food Processing Industries	39.3	51.5	55.0	66.0
保健家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare	2,072.6	2,315.9	2,431.5	3,047.7

¹⁵ インドの政府会計年度は、日本と同じく4月1日から3月31日までである。

349

Ministry of Finance, Union Budget 2013-14, Budget at a Glance – Central Plan Outlay by Ministries / Departments http://indiabudget.nic.in/glance.asp

計画支出統計は国防関係予算を含まない。国防関係の 2012-13 見直し予算は、変動費(Plan)が 10,892.5 億ルピー、固定費(Non-Plan)が 6,957.9 億ルピーであった。

Institute for Defence Studies and Analyses, India's Defence Budget: Trends Beyond the Numbers, March 4, 2013 http://www.idsa.in/idsacomments/IndiasDefenceBudget_balachandran_040313

رار شعر لال	2010-2011	2011-2012	2011-2012	2012-2013
省庁 Ministries and Departments	実績	実績	見直し予算	当初予算
Ministries and Departments	Actual	Actual	Revised	Budget
保健庁 Department of Health	1,936.2	2,066.9	2,157.7	2,712.7
アーユッシュ庁 Department of Ayurveda, Yoga & Naturopathy, Unani, Siddha and Homoeopathy (AYUSH)	84.9	61.1	65.0	99.0
保健調査庁 Department of Health Research	51.5	56.4	58.8	66.0
エイズ対策庁 Department of AIDS Control 17	-	131.4	150.0	170.0
重工業公営企業省 Ministry of Heavy Industries and Public Enterprises	211.6	149.9	213.3	264.8
重工業庁 Department of Heavy Industry	210.6	149.0	212.3	263.5
公営企業庁 Department of Public Enterprises	0.9	0.9	1.0	1.3
内務省 Ministry of Home Affairs	254.2	591.9	615.2	1,050.0
住宅都市貧困緩和省 Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation	1,027.9	1,503.1	1,282.7	1,333.1
人的資源開発省 Ministry of Human Resource Development	4,351.4	5,065.8	5,177.2	6,142.7
学校識字教育庁 Department of School Education and Literacy	3,412.9	3,808.0	3,895.7	4,596.9
高等教育庁 Department of Higher Education	938.4	1,257.8	1,281.5	1,545.8
情報放送省 Ministry of Information and Broadcasting	79.0	75.6	78.7	130.5
労働雇用省 Ministry of Labour and Employment	108.0	148.2	125.4	247.0
司法公正省 Ministry of Law and Justice	27.1	67.6	77.2	105.0
零細中小企業省 Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises	258.6	193.9	285.2	317.6
鉱業省 Ministry of Mines	179.2	134.7	194.2	294.3
マイノリティー省 Ministry of Minority Affairs	200.8	228.3	275.0	313.5
新再生エネルギー省 Ministry of New and Renewable Energy	237.5	355.1	295.6	335.5
パンチャーヤティラージ省 Ministry of Panchayati Raj	13.9	19.0	19.7	30.0
人事苦情処理年金省 Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions	19.5	16.1	18.3	27.9
石油天然ガス省 Ministry of Petroleum and Natural Gas	6,096.7	6,424.6	6,988.3	7,972.8
国家計画委員会 Ministry of Planning	31.1	125.8	133.0	210.0
電力省 Ministry of Power	4,294.5	4,608.4	6,279.2	6,242.5
陸運高速道路省 Ministry of Road Transport and Highways	2,003.1	3,225.2	3,261.9	3,300.0
農村開発省 Ministry of Rural Development	7,467.3	6,663.8	6,956.4	7,637.6
農村開発庁 Department of Rural Development	7,206.1	6,421.9	6,713.9	7,317.5
土地資産庁 Department of Land Resources	261.2	241.9	242.5	320.1
科学技術省 Ministry of Science and Technology	465.0	517.8	543.2	597.5
科学技術庁 Department of Science and Technology	193.3	216.7	225.2	247.7
科学産業調査庁 Department of Scientific and Industrial Research	159.6	182.9	183.0	201.3
生物工学庁 Department of Biotechnology	112.1	118.2	135.0	148.5
船舶省 Ministry of Shipping	484.6	399.7	536.7	567.5
社会正義権限付与省 Ministry of Social Justice and Empowerment	417.1	494.5	512.3	591.5
宇宙庁 Department of Space (首相府所管)	360.3	278.5	343.2	561.5
統計事業実施省 Ministry of Statistics and Programme Implementation	11.9	26.2	45.8	63.1
鉄鋼省 Ministry of Steel	1,509.5	1,458.4	1,685.7	2,180.2
繊維省 Ministry of Textiles	419.1	420.8	550.3	700.0
観光省 Ministry of Tourism	99.7	106.2	106.1	121.0
部族関係省 Ministry of Tribal Affairs	120.5	156.2	159.7	157.3
都市開発省 Ministry of Urban Development	836.6	777.1	878.9	954.5
水資源省 Ministry of Water Resources	52.0	57.6	62.0	150.0
女性児童開発省 Ministry of Women and Child Development	1,061.7	1,559.2	1,610.0	1,850.0
青年スポーツ省 Ministry of Youth Affairs and Sports	205.9	86.6	88.4	104.1
鉄道省 Ministry of Railways	3,985.7	4,700.1	4,840.7	5,899.8
合計	46,431.6	50,859.6	55,817.2	65,150.9
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

¹⁷ エイズ対策庁は 2012 年、保健省の地方出先機関である NRHM(National Rural Health Mission)へ統合 された。 NRHM http://meghealth.nic.in/nrhm/governing_body.html

Times of India, Plan panel bats for merger of AIDS control with NRHM, Mar 24, 2012

http://articles.timesofindia.indiatimes.com/2012-03-24/india/31233407_1_nrhm-national-health-programme s-steering-committee

(エ) 公務員の種類と定員

インドにおける国家公務員(Central Government Employees)総数約300万人のうち上級公務員に相当するのは、全インド公務職(AIS:All India Services)合計約1万人、及び中央公務職(CCS:Central Civil Services)のうち係長級以上の約5千人の、合計約1万5千人である。これらは大統領から任命を受けて官報に公示されるため「官報公示職(Gazetted)」と呼ばれる。州公務職(SCS/PCS)採用者や他の公務員職種採用者の係長級も官報公示職であるため、これらを加えるとインドの上級公務員総数は約15万人となる。全インド公務職(AIS)には、インド行政職(IAS)、インド警察職(IPS)、インド森林職(IFS)の3類型があり、これらは採用時に幹部候補として州に配属され、キャリアパスの過程で中央と行き来を行いつつ、次官級への昇進が前提とされているエリート集団である。中央公務職(CCS)の職員は、採用時から中央に配属されるが、昇進の最高位が局長(Director)に限定されている事務職集団であり、政策形成には関与しない。

図表-6-6 全インド公務職(AIS)の類型と定数(2012年1月1日、単位:人)¹⁸

インド公務職(AIS)の類型	配属先	定数	在職者数
インド行政職(IAS: Indian Administrative Service)	州または中央の各省庁幹部	6,154	4,377
インド警察職(IPS:Indian Police Service)	州または内務省の警察幹部	4,730	3,475
インド森林職(IFS:Indian Forest Service)	州または環境森林省の幹部	3,078	2,700
	AIS 合計	13,962	10,552

図表-6-7 中央公務職 (CCS) の類型と定数 (2010 年 11 月 1 日、単位:人) ¹⁹

類型	グレード	クラス	中央での役職名	資格	種別	京	型数
	Senior Selection	_	Director (局長級)	Group A	官報 公示職	600	11,467
中央書記職(CSS)	Selection	_	Deputy Secretary (課長級)		Gazetted 5,080 人		
Central Secretariat Service	Grade-I	Class I	Under Secretary (課長補佐級)			1,462	
	Selection Officer	Class II 官報公示	(係長級)	Group B		3,018	
	Assistant	Class II 官報非公示	(アシスタント)		官報 非公示職	6,387	
	秘書官長 PSO(Principal Staff C	Officer)		Non-	140	6,760
++ \====== (0000)	上席秘書官 Seni	or PPS (princip	al private secretary)		Gazetted		
中央速記職(CSSS)	上級秘書官 PPS	(principal priva	te secretary)		19,080 人	773	
Central Secretariat Stenographers	秘書官 PS (priva	ate secretary)				2,041	
Services	速記官 グレード Stenographer Gra	C(アシスタン de-'C'(PA: Perso				2,524	
	速記官 グレード D Stenographer Grade-'D'			Group C		1,282	
中央事務職(CSCS)	上級事務員 UDC (Upper Division Clerk)					3,681	5,933
Central Secretariat Clerical Service	下級事務員 LDC	(Lower Division	n Clerk)	Group D		2,252	
					CCS 定	数合計	23,860

¹⁸ Indian Police Service (IPS) - Civil List 2012 http://mha.nic.in/uniquepage.asp?ld_Pk=349 全インド公務職(AIS)と中央公務職(CCS)の職員数は、人事苦情処理年金省の人事研修庁(DOPT)に

より、定数(authorised strength)管理が行われている。

¹⁹ CS Division http://persmin.gov.in/DOPT_CSDivision_Index.asp

OMs & Orders (CS) http://persmin.nic.in/DOPT_CP_Circular_Form2.asp?choice=3

 $Civil\ List\ 2010\ http://persmin.gov.in/DOPT/CSWing/CSDivision/CSS/css_civillist/civil_list_css_2010.pdf$

図表-6-8 インドにおける省別国家公務員数(2009年3月31日、単位:人)20

図衣一0-8 1ノトにのける自別国家公務員数(2009年			
省(Ministries)	官報 非公示職(A)	官報 公示職(B)	(A)∕(B)
農業省 Ministry of Agriculture	7,554	1,197	6
化学肥料省 Ministry of Chemicals and Fertilizers	295	263	1
民間航空省 Ministry of Civil Aviation	784	325	2
石炭省 Ministry of Coal	255	56	5
商工業省 Ministry of Commerce and Industry	7,371	1,769	4
通信情報技術省 Ministry of Communications and Information Technology	208,769	10,019	21
消費者食糧公共配給省 Ministry of Consumer Affairs, Food and Public Distribution	1,647	501	3
法人業務省 Ministry of Corporate Affairs	1,472	477	3
文化省 Ministry of Culture	8.873	641	14
国防省 Ministry of Defence	339,949	24,769	14
北東地域開発省 Ministry of Development of North Eastern Region	172	67	3
地球科学省 Ministry of Earth Sciences	4,798	1,465	3
環境森林省 Ministry of Environment and Forests	2,780	444	2
外務省 Ministry of External Affairs	4,258	1,706	2
財務省 Ministry of Finance	78,300	29,805	3
食品加工業省 Ministry of Food Processing Industries	71	40	2
保健家族福祉省 Ministry of Health and Family Welfare	19,941	3,717	5
重工業公営企業省 Ministry of Heavy Industries and Public Enterprises	235	75	3
内務省 Ministry of Home Affairs	733,455	14,594	50
住宅都市貧困緩和省 Ministry of Housing and Urban Poverty Alleviation	73	37	2
人的資源開発省 Ministry of Human Resource Development	1,294	459	3
情報放送省 Ministry of Information and Broadcasting	4,416	709	6
労働雇用省 Ministry of Labour and Employment	5,910	1,252	5
司法公正省 Ministry of Law and Justice	1,756	675	3
零細中小企業省 Ministry of Micro, Small and Medium Enterprises	1,570	654	2
鉱業省 Ministry of Mines	8,277	2,263	4
マイノリティー省 Ministry of Minority Affairs	39	27	1
新再生エネルギー省 Ministry of New and Renewable Energy	154	105	<u>.</u> 1
在外インド人省 Ministry of Overseas Indian Affairs	95	49	2
パンチャーヤティラージ省 Ministry of Panchayati Raj	47	36	1
議会関係省 Ministry of Parliamentary Affairs	92	37	2
人事苦情処理年金省 Ministry of Personnel, Public Grievances and Pensions	6,850	1,340	5
	182	98	2
電力省 Ministry of Power	997		2
		565	
鉄道省 Ministry of Railways	1,374,025	12,098	114
陸運高速道路省 Ministry of Road Transport and Highways	866	308	3
農村開発省 Ministry of Rural Development	446	148	3
科学技術省 Ministry of Science and Technology	7,594	1,183	6
船舶省 Ministry of Shipping	1,505	353	4
社会正義権限付与省 Ministry of Social Justice and Empowerment	230	167	1
統計事業実施省 Ministry of Statistics and Programme Implementation	3,496	1,556	2
鉄鋼省 Ministry of Steel	194	89	2
繊維省 Ministry of Textiles	3,776	729	5
観光省 Ministry of Tourism	432	132	3
部族関係省 Ministry of Tribal Affairs	62	45	1
都市開発省 Ministry of Urban Development	22,500	4,533	5
水資源省 Ministry of Water Resources	8,769	2,395	4
女性児童開発省 Ministry of Women and Child Development	430	71	6
青年スポーツ省 Ministry of Youth Affairs and Sports	253	88	3
原子力庁 Department of Atomic Energy (首相府所管)	24,082	8,479	3
宇宙庁 Department of Space (首相府所管)	8,319	5,739	1
会計検査院 Comptroller and Auditor General of India	31,444	15,214	
		·	2
その他 Miscellaneous Departments	2,808	982	3
合計	2,943,962	154,545	19

_

²⁰ Ministry of Labour & Employment, Census of Central Government Employees, May 2012, pp.7-8

全インド公務職(AIS)の3類型のうち、とりわけインド行政職(IAS)は、中央または 州政府の上級ポストに就き、優越的な権限と待遇上の特権を行使しつつ中央または州の行 政府官房において重要な政策形成に関与する、超エリート集団である²¹。

インド行政職(IAS)として採用後4年間は、州の現場で2年間の研修勤務を経ると州の課長補佐級に昇進する。採用後10年目を目途に大多数が州の部長級に昇進する。配属州は退職まで原則変わることはなく、中央に派遣されても派遣期間が終われば再び配属州に戻る。中央に派遣される期間は30~32年の公務期間中の数年間に過ぎない。

インド行政職(IAS)の基本月額俸給はインドの平均的給与所得者と比べれば格段に高い水準であり、基本月額俸給に加えて住宅家賃等の諸手当が手厚く支給されるほか、政府から運転手付き公用車、ボディーガード、家政婦が宛がわれるなどの特権を有する²²。

	4 × 1 × 4 — T – T + T + D	(a \	/D ##\ ~ \\Z#!	/ -	W LL
以表一6-9	インド行⋈職	(IAS)職員	役職(1)類型	(2013年3月、	里衍:人)⅔

グレード	昇進の	基本。	月額俸給 Pay band	中央での	中央	州での	帅
	タイミング	(2	2013.1.1 時点) ²⁴	役職名の例	在職数	役職名の例	在職数
Above super-time		Cab. Sec	Rs 90,000 (Fixed)	Cabinet Secretary (官房長官)	1	_	-
scale	30 年以上の 勤務経験	Apex Scale	Rs 80,000 (Fixed)	Secretary (事務次官級)	79	Chief Secretary (首席次官級)	164
	25 年以上の 勤務経験	PB-4	Rs 67,000-79,000 (HAG Scale)	Additional or Special Secretary (副次官、特別次官級)	140	Principal Secretary (上席次官級)	567
Super-time scale		PB-4	Rs 37,400-67,000 Grade Pay Rs 10,000	Joint Secretary (次官補級)	351	Secretary (次官級)	829
Selection grade	採用後 14 年目以降	PB-4	Rs 37,400-67,000 Grade Pay Rs 8,700	Director (局長級)	108	Additional Secretary (次官補級)	542
Junior administrati ve grade	採用後 10 年目以降	PB-3	Rs 15,600-39,100 Grade Pay Rs 7,600	Deputy Secretary (課長級)	31	Joint Secretary (部長級)	421
Senior time scale	採用後 4年目以降	PB-3	Rs 15,600-39,100 Grade Pay Rs 6,600	Under Secretary (課長補佐級)	7	Deputy Secretary (課長級)	562
Junior time scale	採用後 4 年間	PB-3	Rs 15,600-39,100 Grade Pay Rs 5,400	一 (係長級)	6	Under Secretary (課長補佐級)	766
				中央在職者計	723	州在職者計	3,851

(注)中央政府及び州政府の在職者数は、政府オフィシャルサイト Civil List のクエリーから返された 2013 年3月時点のデータであるため、他の表とは合計が一致しない。

²¹ インド行政職(IAS)の実態については、以下の文献が参考になる。

自治体国際化協会(2008)「インドの公務員制度~インド行政職(IAS)を中心に」

http://www.clair.org.sg/j/report/rep_323.pdf

前駐インド大使 榎泰邦(2011)「インド官僚制度に思うこと」 霞関会

http://www.kasumigasekikai.or.jp/R2011218d.pdf

²² Indian Administrative Service: Is civil services a good option for an IITian?

http://www.quora.com/Indian-Administrative-Service/Is-civil-services-a-good-option-for-an-IITian

²³ UPSC guide, Indian Administrative Service (IAS)

http://www.upscguide.com/content/indian-administrative-service-ias

Civil List 2013 http://civillist.ias.nic.in/Yr2013/StartCL.htm

²⁴ Quarterly statement as on 01.01.2013 - Rajya Sabha

http://rajyasabha.nic.in/rsnew/rss/sanctioned_strength.pdf

图	U 1 7 F1J	以明 (IAO		- 江明日女	X (2013 +	177111	干四・	<u> </u>	
	定数							数	
州名		州派遣	中央派遣	州派遣	下級ポスト	研修		直接	中途
		上級ポスト	上級ポスト	要員枠	及び休暇	職員枠		採用者	昇進者
					職員枠				
	A×185%	Α	A×40%	A×25%	A×16.5%	A×3.5%			
Andhra Pradesh	376	204	81	51	33	7	298	197	101
AGMUT ²⁶	337	183	73	45	30	6	259	179	80
Assam-Meghalaya	248	135	54	33	22	4	214	152	62
Bihar	326	177	70	44	29	6	236	183	53
Chhattisgarh	178	97	38	24	16	3	136	90	46
Gujarat	260	142	56	35	23	4	213	154	59
Haryana	205	112	44	28	18	3	166	129	37
Himachal Pradesh	147	80	32	20	13	2	102	73	29
Jammu & Kashmir	137	75	30	18	12	2	100	64	36
Jharkhand	208	114	45	28	18	3	124	99	25
Karnataka	299	163	65	40	26	5	239	167	72
Kerala	214	116	46	29	19	4	154	110	44
Madhya Pradesh	417	227	90	56	37	7	312	222	90
Maharashtra	350	190	76	47	31	6	288	205	83
Manipur-Tripura	207	113	45	28	18	3	153	109	44
Nagaland	91	50	20	12	8	1	50	38	12
Orissa	226	123	49	30	20	4	186	136	50
Punjab	221	120	48	30	19	4	181	126	55
Rajasthan	296	161	64	40	26	5	221	171	50
Sikkim	48	27	10	6	4	1	36	28	8
Tamil Nadu	355	193	77	48	31	6	288	197	91
Uttarakhand	120	66	26	16	10	2	84	67	17
Uttar Pradesh	592	321	128	80	52	11	457	341	116
West Bengal	359	195	78	48	32	6	240	161	79
合計	6,217	3,384	1,345	836	547	105	4,737	3,398	1,339

図表-6-10 インド行政職(IAS)州別定数・在職者数(2013年1月1日、単位:人)²⁵

インド行政職(IAS)の各州における定数は、「1954 年インド行政職(枠組み)規則 (IAS(Cadre) Rules 1954)」第 4(2)条、及び各州における法律・規則に基づいて、人事苦情処理年金省が州と協議のうえ算定し決定する。

定数の算定は、まず州政府に派遣する上級ポストの数を決定し、これを基礎数値として 185%に概ね相当する定数を各州に割り当てて定員の合計とする。各州においては基礎数値 に対して、中央に派遣される上級ポストの数は 40%を、州派遣要員枠は 25%を、下級ポスト及び休暇職員枠は 16.5%を、研修職員枠は 3.5%を、各々上回らないように配分する。

また、インド行政職(IAS)の全員が新規採用によるわけではなく、州の上級ポストのうち3分の1は州のプロパー職員からの中途昇進枠として留保されている。中途昇進は、各州の公務職のなかから特に勤務成績の優秀な者が連邦公務委員会に推薦され、選考委員会での審査を経て決定される。

354

²⁵ The Indian Administrative Service, Cadre Strength of Indian Administrative Service (as on 01.01.2013) http://civillist.ias.nic.in/Yr2013/StartCL.htm

http://civillist.ias.nic.in/Yr2013/AppendixQryCL.htm

http://civillist.ias.nic.in/Yr2013/PDF/AppendixA.pdf

²⁶ AGMUT は Arunachal Pradesh-Goa-Mizoram-Union Territories(アルナーチャル・プラデーシュ、ゴア、ミゾラム、及び連邦直轄領)の頭字語

(3) 国家行政組織改革

(ア) 国家行政組織改革の全体像

インドにおいて行政改革を担当する行政機関は、人事苦情処理年金省の行政改革苦情処理庁 (DAR & PG: Department of Administrative Reforms and Public Grievances) である²⁷。 人事苦情処理年金省は、1984 年 12 月に首相の管理下に設置され閣外専管大臣を長とする人事行政改革庁 (Department of Personnel and Administrative Reform) が 1985 年 3 月になって省に格上げされたものである²⁸。

インドにおける行政改革は、古くて新しい問題である。1966年1月、政府の諮問機関として、第1次行政改革委員会(The First Administrative Commission)が発足している。第1次行政改革委員会が取り組んだ課題は、行政組織改革そのものであった。同委員会による政府への報告書には、肥大化している政府の規模を縮小することを主眼に、数々の勧告が盛り込まれていた。以下はその一部である²⁹。

- ・内閣における閣僚(Ministers)の数は、首相を含めて16人以内とすること。
- ・閣僚会議の人数は通常40人とし、45人を超えないこと。
- 運輸船舶省(当時)、観光省、民間航空省はひとつに統合し、運輸観光省とすること。
- 通信(Communication) 行政は情報放送省に移管し、情報通信放送省とすること。
- 鉄鋼鉱業金属省(当時)と石油化学省(当時)はひとつに統合し、金属化学石油省とすること。
- •健康家族計画都市開発省(当時)、社会福祉省、教育省(当時)は再編し、新たに教育社 会福祉省を設置すること。

第1次行政改革委員会の報告書には上記のほか、いくつかの庁の行政機能を他の省に移管するなどの庁再編についても併せて勧告されていた。しかしながら省の統合再編に関する勧告は政府を動かすことができず、むしろその後閣僚ポストは増え続け、増えた閣僚ポストに対応するために一つの省を二つに分割するなどして省が増殖する例が相次いだ。

2004年の総選挙で国民会議派がインド人民党を破って第一党となる政権交代が実現し、マンモハン・シン首相の肝煎りで 2005 年 8 月に第2次行政改革委員会(The Second Administrative Commission、以下 ARC-II)が設置された30。ARC-II は 2009 年 5 月末まで活動し、合計 15 に及ぶ行政改革の報告書を作成し、人事苦情処理年金省を通じて政府に提出、数々の勧告を実施した。行政組織改革に関しては、2009 年 4 月の「第 13 報告書:インド政府の組織構造」において、省の数を 20~25 まで削減することが勧告された。しかしその後、省庁再編は勧告に示されたものが全く実施されないまま現在に至っている。

http://darpg.nic.in/ArticleContent.aspx?category=106

²⁷ DARPG ウェブサイト

²⁸ Functional Review of Department of Administrative Reforms & Public Grievances (DAR&PG) http://darpg.nic.in/darpgwebsite_cms/document/file/cbpr/pdf-files/2_Functional%20Strategic%20Review%2 0Report.pdf

²⁹ The Second Administrative Commission, Thirteenth Report, p.64 http://arc.gov.in/2ndrep.pdf

³⁰ SocialScience.in "Administrative Reform in India", 26th October, 2012 http://www.socialsciences.in/article/administrative-reforms-india-0

(イ) 国家行政組織改革の具体例

2005 年 8 月に発足した第2次行政改革委員会(以下 ARC-II)は、元カルナタカ州首相のビーラッパ・モイリー(Veerappa Moily、現内閣の法人業務大臣)を委員長とする合計6人の委員により構成され、次官補クラスの官僚5人により構成された政府事務局の支援を受け、2009 年 5 月末までを活動期間とし、以下の13 項目に主眼を置いた検討が実施された31。

- 1. インド政府の組織機構(Organisational structure of the Government of India)
- 2. ガバナンスにおける倫理(Ethics in governance)
- 3. 人事行政の刷新(Refurbishing of Personnel Administration)
- 4. 財務管理体系の強化(Strengthening of Financial Management Systems)
- 5. 効果的な州行政の推進(Steps to ensure effective administration at the State level)
- 6. 効果的な県行政の推進(Steps to ensure effective District Administration)
- 7. 地方自治/農村自治(Local Self-Government/Panchayati Raj Institutions)
- 8. 社会資本・公物・公共サービス提供への参画 (Social Capital, Trust and Participative public service delivery)
- 9. 市民中心の行政(Citizen-centric administration)
- 10. 電子政府の推進 (Promoting e-governance)
- 11. 連邦政治形態における諸問題(Issues of Federal Polity)
- 12. 危機管理(Crisis Management)
- 13. 公共の秩序 (Public Order)

このように、国家行政組織改革は、ARC-II においても一番目に掲げられる重要課題であった。ARC-II は約3年半にわたる活動期間中に合計 15 の報告書をまとめ、人事苦情処理年金省を通じて連邦政府に数々の勧告を実施した。

図表-6-11 ARC-II (第2次行政改革委員会) が作成した報告書32

公表年月	報告書のタイトル
2006年6月	1. 情報への権利:よいガバナンスのための鍵
	(Right to Information : Master Key to Good Governance)
2006年7月	2. 人的資本の開放:権利の享受とガバナンスー事例研究
	(Unlocking Human Capital: Entitlements and Governance - a Case Study)
2006年9月	3. 危機管理:絶望から希望へ
	(Crisis Management: From Despair to Hope
2007年1月	4. ガバナンスにおける倫理
	(Ethics in Governance)
2007年6月	5. 治安維持:人に正義を、人々に平和を
	(Public Order : Justice for each - Peace for all)
2007年10月	6. 地方自治
	(Local Governance)
2008年1月	7. 紛争解決方策の構築一衝突から和解へ
	(Capacity Building for Conflict Resolution – Friction to Fusion)
2008年6月	8. テロリズムとの戦い
	(Combating Terrorism)
2008年8月	9. 社会資本一必然の分担

³¹ Reforms in Governance and Administration, (An approach paper of the Second Administrative Reforms Commission) http://arc.gov.in/reforms.htm

The Second Administrative Reforms Commissions Reports http://arc.gov.in/

公表年月	報告書のタイトル
	(Social Capital - A shared Destiny)
2008年11月	10. 人事管理の刷新一新たな尺度
	(Refurbishing of Personnel Administration – Scaling New Heights)
2008年12月	11. 電子政府の推進ーSMART を進めるために
	(Promoting e-Governance – The SMART Way Forward)
2009年2月	12. 報告書-市民を第一とする行政
	(Report-Citizen Centric Administration)
2009年4月	13. インド政府の組織機構
	(Organisational Structure of the Government of India)
2009年4月	14. 財務管理体系
	(Financial Management system)
2009年4月	15. 州及び県の行政
	(State and District Administration)

これらのうち、国家行政組織改革に関する勧告は、2009 年 4 月に完成した「第 13 報告書:インド政府の組織機構」のなかにまとめられている。

行政組織改革の検討作業にあたり、ARC-II が改革の対象として採り上げる行政機関について、とりわけ省(Ministry)と庁(Departments)に焦点が当てられた。しかし、国防、鉄道、外務、公安・情報機関、及び中央と州の関係、法曹改革等は、検討対象から除外されるとしていた。ARC-II は検討にあたり、連邦政府や州政府の高官から地方の下級公務員にいたるまで幅広く聴き取り調査を実施し、インド公的機関研究所(IIPA:Indian Institute of Public Administration)に協力を依頼したほか、諸外国との比較を行うためにシンガポール、オーストラリア、タイ、フランス、イギリスに赴いて現地調査を行っている。

第 13 報告書では、合計 10 項目におよぶ勧告がなされ、その第 3 項目に「省の数を 20~25 まで削減すること」と明記され、具体策として次のような統合再編案が示された33。

- 地方政府省(Ministry of Local Government)を新設し、以下の省を吸収すること。
 - 農村開発省
 - 飲料水衛生省
 - 住宅都市貧困省
 - 都市開発省
 - パンチャーヤティラージ省
- 運輸省(Ministry of Transport)を新設し、以下の省を吸収すること。
 - 船舶省
 - 陸運高速道路省
 - 民間航空省
 - 鉄道省
- エネルギー省(Ministry of Energy)を新設し、以下の省を吸収すること。
 - 新再生エネルギー省
 - 石油天然ガス省
 - 電力省

-

³³ The Second Administrative Commission, Thirteenth Report, p.96, para 5.3.10.5 http://arc.gov.in/2ndrep.pdf

ARC-II が勧告のなかで示した統合再編案は、議会に設置された常設委員会(Standing Committee)の存在に着目したものであった。常設委員会は 16 の省関係(Departmentally Related)セクターに分けて設置され、それぞれの常設委員会は主として担当セクターにおける補助金等の再交付機能を有する省庁の予算審議を行っている。常設委員会の合計数が16 であるのに対し、これら常設委員会が予算審議を行う省庁は全部で 42 ある。これらの省庁を常設委員会の担当セクター16 個に集約するという考え方で統合再編を行うとすれば、これら 42 の省庁は 16 省にまとめることも可能である。2009 年当時の省の合計数は国家計画委員会を含めれば 49 省であったことから、「省の数を 20~25 まで削減すること」というARC-II の勧告は、あながち非現実的なものではなかった34。

図表-6-12 省関係セクター毎の常設委員会と常設委員会が予算審議する省庁との関係

	常設委員会の名称	常設委員会が補助金予算要求について検討する省庁
1	農業	農業協同組合庁、農業研究教育庁、畜産酪農漁業庁、食品加工業省
2	化学•肥料	石油化学庁、肥料庁
3	石炭•鉄鋼	石炭省、鉱業省、鉄鋼省
4	国防	国防省
5	エネルギー	電力省、新再生エネルギー省
6	外務	外務省、在外インド人省
7	財務	経済庁、歳出庁、歳入庁、政府保有株式売却庁、金融業務庁、国家計画委員 会、統計事業実施省、法人業務省
8	食料・消費者・公共配給	消費者省、食糧公共配給省
9	情報技術	情報放送省、電気通信庁、郵政庁
10	労働	労働雇用省、繊維省
11	石油・天然ガス	石油天然ガス省
12	鉄道	鉄道省
13	農村開発	農村開発庁、土地資産庁、飲料水衛生庁(当時、2011 年に省昇格)、パンチャーヤティラージ省
14	社会正義•権限付与	社会正義・権限付与省、部族関係省、マイノリティー省
15	都市開発	都市開発省、住宅都市貧困省
16	水資源	水資源省
	計 16 委員会	計 42 省庁

しかしながら、省の数を 20~25 まで削減するとすれば、それだけ大臣の閣僚ポストが減ることになる。2003 年にインド憲法の第 91 次改正が実施された際、閣僚会議(内閣と同義)の総数は下院(Lok Sabha)の定数の 15%を越えてはならない、と新たに規定されている。下院の定数 552 人の 15%は 82 人であり、憲法改正以降の閣僚会議は、概ね 70 人から 80 人という大所帯で推移してきた。閣僚ポストを減らすことは新たな憲法改正論議に結びつき、それが省庁再編の議論を阻む可能性があることは ARC-II も認識していた。そのため ARC-II は、より現実的な代替案として、省の数、すなわち大臣ポストを 20~25 に減らす代わりに、大臣が所管する省に設置された複数の庁を分担する大臣として「筆頭、又は

³⁴ The Second Administrative Commission, Thirteenth Report, p.95, Table No.54

調整担当大臣(First or Coordinating Minister)」を新たに設置することが併せて提案されている35。

ARC-II が 2009 年 5 月にすべての活動を終えて後、連邦政府の閣僚会議は ARC-II の報告書の検討を行うための閣僚グループ (GOM: Group of Ministers) を、12 人の閣僚により組織した³⁶。この閣僚グループは 2011 年 12 月までに 15 の報告書のうち第 5 報告書と第 10報告書を除く 13 の報告書について検討を行った。そして、13 の報告書に示された勧告の合計 1,251 項目のうち 1,005 項目が承認され、うち 508 項目は勧告に従い実現され、残り 497項目は適用を検討中である、と公表されている³⁷。

しかしながら第 15 報告書に示された行政組織改革にかかる勧告について、連邦政府により何らか実現に向けた検討がなされた形跡は、政府公表資料を見る限りにおいて未だ確認できるものがない。

参考までに、第 13 報告書に示された 10 の勧告 (recommendations) について、以下に 日本語訳を掲載する 38 。

- 1. (第4.2項)行政組織改革の基本方針
- a. 第 4.1 項に記載の基本方針に基づき、インド政府の組織再編を実施するものとする。 (第 4.1.1.a 項)

中央行政機関は、以下の中核領域に主な重点を置くものとする。

- i. 国防、国際関係、国家安全保障、司法および法治
- ii. 全国民への良質の教育および医療の提供を通じた人間開発
- iii. 基盤設備および持続可能な天然資源開発
- iv. 社会保障および社会正義
- v. マクロ経済管理および国民経済計画
- vi. 他の部門に関する国内政策
- 2. (第5.1.11項) 行政機能の合理化
- a. インド政府は、第5.1.10項に記載の中核機能に重点を置くものとする。
- b. 行政のあらゆるレベルにおいて、補完性原理を指針とするものとする。
- c. 前記(a)項および(b)項に鑑み、各省庁の機能/業務に関する詳細な分析を実施する必要がある。かかる分析を実施した後、地方分権/委任もしくは業務の外注を含む組織再編を実施するものとする。
- 3. (第5.3.11項)省庁の合理化および組織再編
- a. 省の概念を再定義する必要がある。省とは、機能および担当分野が密接に関連する庁の 集合体を指すものであり、筆頭もしくは調整担当大臣のもとで総合的なリーダーシッ プを発揮し、調整を実施するものである。かかる省および調整担当(もしくは筆頭) 大臣の概念については、業務分担規則に明確に定めることができる。各大臣間の適正 な委任については、業務処理規則に定めなければならない。したがって次官レベルの 職位の合理化についても随時実施する必要が生じうる。

³⁵ Ibid., p.95, para 5.3.10.2

³⁶ List of Functional Groups of Ministers (GoMs) as on 05.03.2013

http://cabsec.nic.in/files/allocation/listofgoms.pdf

³⁷ Process Initiated for Administrative Reforms & Better Public Service Delivery, 07-December, 2011 http://www.pib.nic.in/newsite/erelease.aspx?relid=78258

³⁸ The Second Administrative Commission, Thirteenth Report, pp.160-166

- b. 調整担当(もしくは筆頭)大臣、その他の閣僚/閣外大臣を、各庁もしくは複数の庁の 長とすることできる。
- c. 省の数を 20~25 に削減するため、第 5.3.10.5 項に明示する通りに、担当分野が密接に 関連する省をまとめ、インド政府組織の合理化を実施するものとする。
- 4. (第5.4.6 項)業務分担規則の改訂
- a. 各省庁の業務/担当分野の詳細なリストを示すのではなく、より幅広く全体像を捉えることに重点を移すため、業務分担規則を改定し、各省庁の目標および成果を重視する姿勢を強める必要がある。
- b. 業務分担規則では、冒頭に庁の任務を記載し、次に担当分野および機能を記載するものとする。
- c. 各省庁の職務および機能の説明について、その統一性を高める必要がある。
- d. 各省庁の担当分野に関連する全ての法については、業務分担規則に記載するのではなく、かかる省庁が当該法の基本リストを整備するものとする。業務分担規則には、省庁が担当する領域および機能に関連する全ての法が当該省庁の管轄となる旨を示した基本原則を記載するものとする。
- e. 各省に属する PSU (Puclic Sector Undertaking; 公営企業) および独立団体の名称を定めるのではなく、業務分担規則により、関連する省の担当分野にその機能が直接関連する PSU および独立団体を全て当該省の管轄下に置く旨のみを包括的に記載するものとする。 ただし、 PSU もしくは独立団体の業務が複数の省庁に関連する場合には、かかる PSU について、特定の省庁に属する PSU のリストに記載することが望ましい。
- 5. (第5.5.2.7項) 政策分析への重点的取り組み
- a. 庁からその付属官庁および下級官庁(執行機関)への委任の範囲を定める一般原則に法 的拘束力を与えるため、かかる一般原則を業務処理規則に組み入れることができる。か かる原則では、以下の事項に省庁が集中して取り組むものとすることを定めることがで きる。
 - i. 政策分析、計画策定、政策立案および戦略的判断
 - ii. 予算編成および議会関連業務
 - iii. システムおよび手続を通じた業務遂行の監視
 - iv. 主要職員の任命
 - v. 調整
 - vi. 評価
- b. 付属官庁および下級官庁は省の執行機関としての業務を実施するものとし、政府の政策 および綱領の実施に専念するものとする。
- 6. (第5.5.3.3項)政策評価
- a. 各庁は、既定の期末に実施する政策評価システムを導入するものとする。かかる評価結果に基づき、関連する全ての政策を改定するものとする。
- 7. (第5.6.10項) 効果的な執行機関の創設
- a. 中央行政機関の各省は、自省の機能/業務について精査し、かかる業務/機能が庁の任務に必要不可欠であるかどうか、ならびに行政機関のみが遂行しうるものであるかどうかについて確認するものとする。かかる作業は、第4.1.1.a 項に委員会が記載した中核領域に対して実施するものとする。
- b. 省庁は、第5.5.2.7 (a)項に明示した原則に基づく機能/業務のみを直接実施するものとする。他の機能/業務については、庁の執行機関が実施するものとする。

- c. 執行機関として機能する各機関は、新設の組織であるか、庁に属する既存の団体/機関/評議会/特殊目的組織などであるかを問わず、独立団体もしくは半独立団体でなければならず、また委託に基づく専門的な運営を行わなければならない。かかる執行機関は、庁、評議会、委員会、法人、団体などの組織とすることができる。
- d. 執行機関の行政組織を策定する際には、独立性と責任とのバランスを適正に維持する必要がある。

業績契約、覚書(MOU)、請負契約などを適正に策定することにより、前記のバランスを維持することができる。ただし、かかる業績契約を策定し、発効させるためには、対象となる行政庁の権能を大幅に強化する必要がある。

8. (第5.9.7項) 省の組織再編

- a. 各庁は、最も適切なレベルにおける意思決定が可能となるように、あらゆるレベルにおける委任制度を詳細に定めるものとする。かかる委任制度については、事務手続便覧に定めるものとする。全ての省は、かかる事務手続便覧に基づき、自省の役員に委任制度の詳細を説明するものとする。かかる委任は、省庁の業務および機能に関する分析、ならびに必要とする判断の種類に基づき実施するものとする。かかる判断は、当該庁において指名された意思決定者の判断と一致するものとする。
- b. 委任制度については定期的に改定するものとし、また定期的に「監査」を実施するものとする。かかる監査では、受任者が委任を受けた権限を実際に行使していることを確認するものとする。委任制度については、公開するものとする。
- c. 判断を下すためにファイルの審査を行うレベルの数は3を超えてはならない。
 - i. 大臣による承認を要する場合、関連する課長/局長レベルでファイルの審査を開始するものとし、次に次官補(もしくは副次官/特別次官)および次官(もしくは特別次官)にファイルを転送し、次に大臣に転送する。
 - ii. 次官による承認を要する場合、3レベルのみで審査を行うものとする(例:課長補佐 および局長、課長補佐および次官補、もしくは局長および次官補のいずれか)。
 - iii. 次官補/局長/課長による承認を要する場合、1レベルのみで審査を行うものとする。審査を行うレベルの組み合わせについては、各省庁の委任制度において正確かつ 詳細に説明するものとする。また前記のレベルの数については、事務手続便覧において説明するものとする。
 - iv. 中央行政機関における行政改革に対応する庁に対し、前記規定の遵守を確認する任務を委託するものとする。
- d. 分野横断的問題に対応する場合、関連する庁の次官に対し、分野横断的チームを設立する自由度を与えるものとする。
- e. 事務手続便覧については、第5.9項に記載の原則に基づき改定するものとする。
- f. 各庁は、先例として使用しうる判断に関する電子データベースを構築するものとする。 その後、かかるデータベースの見直しを定期的に実施し、必要に応じて規則を変更し、 前記について成文化する。また将来的に当該庁が依拠することを望まない誤った判断も しくは恣意的判断の結果も先例となりうる。この場合、当該庁はかかる先例の誤用を防 ぐため、自庁の政策/指針を適宜変更しなければならず、また必要に応じ、規則につい ても適宜変更しなければならない。
- 9. (第5.12項) 調整システム
- a. 閣僚グループ、および次官委員会などの既存の調整システムが効果的に機能し、第 5.10 項に選択的に記載した問題の早期解決に寄与していることを確認する必要がある。ただし、責務を明示し、期限を定めた上で閣僚グループを効果的に利用することも有効である。
- b. インド政府の閣僚間の調整を要する州関連の未解決問題を解決するため、かかる問題を

次官委員会(COS)に提出し、次に内閣に提出するものとする。

- 10. (第6.4.8 項) 効果的な規制の枠組みの設定
- a. 規制当局の設立に先立ち、対象のセクターにおける政策体制が、対象庁の政策目標の実現に向けた規制当局の立場を改善するものであるかどうかに関する詳細な検討を実施し、判断するものとする。
- b. 各省庁は、政府と規制当局との関係の裏付けとなる法的枠組に加え、各規制当局の目的 および職務、ならびに政府との関係を規定する指針の概要を示した「管理声明書」を策 定するものとする。かかる声明書は、政府省庁および規制当局の双方にとっての指針と なる。
- c. 各種規制機関の指定、設置期間および廃止に関しては、ほぼ同様の目標および機能を備えるものとして設置された規制機関について考慮した上で、その統一性を強化する必要がある。またかかる規制機関は同程度の独立性を備えるものとする。議長および評議会委員の任命に関する初期手続については、透明性、信頼性および公平性を備えるものとする。
- d. かかる規制当局の議長および評議会委員の任命は、選定委員会による任命会議による初期調査および推薦を受けた後、全て中央行政機関/州政府が行うものとする。選定委員会の構成は、各々の法に定めるものとする。また電力規制委員会法に定める様式に概ね基づいて定めてもよい。
- e. 議長および評議会委員の在職期間についても可能なかぎり統一し、3年間もしくは 65 歳までのうち、いずれか早い日付までとすることが望ましい。
- f. 評議会委員の解任に関する法規定を統一するものとし、また同時に恣意的な解任に対する予防措置を十分かつ確実に講じるものとする。そのためには、IRDA(インド保険規制開発庁)法第6条に定める特定の条件を満たす場合にのみ中央行政機関による解任を認め、加えて権力の乱用を理由とする解任に先立ち、UPSC(Union Public Service Commission;公共サービス委員会)による審理および協議を行うことを義務づける予防措置を講じるとよい。
- g. 各々の庁関連常任議会委員会を通じ、議会による規制当局の監督業務について確認する ものとする。
- h. 著名な外部専門家団体が、独立規制当局の定期評価に関する指針案を提示するものとする。かかる指針に基づき、政府は各庁関連常任議会委員会と協議し、規制当局に対する評価基準となる原則を定めるものとする。規制当局の年次報告書には、かかる原則に基づく規制当局の業績に関する報告書を含めるものとする。各議会委員会は、かかる報告書を参考とし、議論を行うものとする。
- i. 規制当局を設立する各法には、外部機関による定期影響評価に関する規定を設けるものとする。機会均等を実現するという目標を達成した後、規制当局による介入を段階的に減らし、最終的には規制当局の廃止もしくは他の規制当局との統合のいずれかを実施することができる。
- i. 規制当局の組織構造の統一性を強化する必要がある。

次官委員会/内閣委員会など既存の調整システムは、次官(調整担当)による補佐のもと、全ての規制当局に関する制度上の枠組が概ね統一された様式に基づいていることを容易に確認することができる。

- (4) スポーツ政策に係わる国家行政組織改革
- (ア) 1990 年以降のスポーツ政策に係わる国家行政組織改革一覧

図表-6-13 インドにおけるスポーツ担当省の組織変遷

実施時期	スポーツ担当省	スポーツ担当省の組織改革
1982 年	人的資源開発省スポーツ庁	第9回アジア競技大会のニューデリーにおける
	(Department of Sports)	自国開催を契機に、人的資源開発省にスポーツ庁
		(Department of Sports)を設置
1985 年	人的資源開発省青年スポーツ庁	国連の国際青年年に因んで青少年政策の強化に
	(Department of Youth Affairs &	かかる気運が高まり、人的資源開発省に青年スポー
	Sports)	ーツ庁を設置
2000年	青年スポーツ省スポーツ局	青年スポーツ省を新設し、業務を人材開発省より
5月27日	(Ministry of Youth Affairs and Sports,	移管。省内に青年局とスポーツ局の2局を設置
	Sports Bureau)	
2008年	青年スポーツ省スポーツ庁	コモンウェルス大会のデリー招致決定を受けて、
4月30日	(Ministry of Youth Affairs and Sports,	省の組織を青年庁とスポーツ庁を設置、各々に事
	Department of Sports)	務次官を配置し、予算と人員を強化 ³⁹

(イ) 各改革の背景・目的・効果

インドのスポーツ担当省は、1982年に人的資源開発省にスポーツ庁が設置されたことを契機としている。それまで人的資源開発省は高等教育庁と学校識字教育庁の2庁で構成された、閣外専管大臣をトップとする省庁であった。スポーツ庁が当初人的資源開発省に設けられたのは、インドのスポーツが州や地域における学校体育を軸として発展してきたことと、スポーツ施設を含む地域インフラ整備についても公立教育機関に対して優先的に進められていたからと考えられる。閣議に出席する大臣をトップとしていた教育省(Department of Education)が1985年に廃止されるまでは、人的資源開発省は連邦全体の識字率向上と人材育成を図るため、小中学校、上級高等学校、大学における教育を連邦として所管する、教育省の後継として準備された格下の省という位置づけであった。教育省廃止の理由は、もともと教育は各州の所管事項であり、言語や民族が州・地域で大きく異なるインドにおいて連邦全体を中央集権的に所管する省として教育省が機能すること自体に無理が生じたからである40。1985年9月26日、人的資源開発省は閣議に出席する大臣をトップに据え、晴れて「完全な省(Full Ministry)」へと昇格している。

1985年はまた、国連の国際青年年として、世界各国で青年関係の国家的イベントが開催された年であり、インドにおいても人的資源開発省のスポーツ庁は青年スポーツ庁に再編され、青少年対策にかかる局が設置された。インドにおいて 10 歳から 35 歳までの青年層は総人口約7割を占めることから青少年の健全な育成が国家の成長の鍵であるとされ、青少年対策、スポーツ、学校体育にかかる総合的な政策形成の必要性は 1982 年のスポーツ庁

³⁹ Department of Sports

http://yas.nic.in/index1.asp?langid=1&linkid=73

⁴⁰ James Heitzman and Robert L. Worden (1995) "India: A Country Study" Washington: GPO for the Library of Congress

http://countrystudies.us/india/37.htm

設置の時点から認識されていた。そして 1984 年には国家スポーツ政策(National Sport Policy)が策定された。これは 1982 年のアジア競技大会開催の成功経験から、スポーツがはじめてインド中央行政の政策マターとなったという点で画期的であり、その後 2001 年にも見直し版が公表されている。

2001年5月の青年スポーツ省の新設は、国家スポーツ政策の策定と見直しなど、政府がスポーツ政策の在り方を問い直し続けた結果であると言える。この時点で青年スポーツ省はスポーツ局と青年局という体制であった。当時の人員規模は判明していないが、現在の庁体制に比べて少なかったことは確かである。

2008 年 4 月にスポーツ局がスポーツ庁に昇格したのは、コモンウェルス大会のデリー開催決定を受けて省が取り扱う予算と人員が大幅に増えるために、事務次官の複数配置が必然となったからである。また、局体制は省庁の格や規模にもよるが、一般に局のトップにはいわゆる局長(Director)級が就任し、まれに次官補(Joint Secretary)級が就任する。インドでは局長級までが事務職、次官補級以上が政策形成職とされる。事務次官は政令、規則の発出権限を有することから、コモンウェルス大会に向けた国内スポーツの統率には庁昇格は必然であったと言える。

- 2. スポーツ政策に係わる行政組織
- (1) スポーツ担当省
- (ア) 体制

インドにおいてスポーツを所管する行政機関は、青年スポーツ省(Ministry of Youth Affairs & Sports) のスポーツ庁(Department of Sports) である。

スポーツ庁のトップは、シン・ジッテンドラ青年スポーツ閣外専管大臣(Singh Jitendra, Union Minister of State, (Independent Charge) Youth Affairs and Sports、以下スポーツ大臣)である。ジッテンドラスポーツ大臣は、2012年10月28日の閣僚会議(内閣と同義)改造にあたって内務省担当閣外大臣からひとつ格上のポストに昇格した。なお、この改造では前任のスポーツ大臣であったアジェイ・マケン(Ajay Maken)氏は住宅都市貧困緩和大臣に就任、閣議構成員に昇格している。

青年スポーツ閣外専管大臣の下には大臣を補佐する事務次官(Secretary of Sports)が4名置かれている。つまり、政府ポストは大臣のみであり、大臣の直下に官僚の事務次官が置かれるという体制となっている。

●所管事項

スポーツ庁が所管する行政事項は、AOB(Allocation of Business Rules;業務分担規則) 別表 II(Second Schedule)において、次の14分野が規定されている⁴¹。

- 1. スポーツ政策
- 2. スポーツおよびゲーム
- 3. スポーツ選手年金基金
- 4. 国立スポーツ研究所
- 5. SAI (Sports Authority of India; インドスポーツ局)
- 6. IOA (Indian Olympic Association ; インドオリンピック協会) 及び NSF (National Sports Federations ; 競技統括団体)
- 7. インド代表チームの海外遠征、及び国際試合への参画
- 8. アージュナ賞を含む国家スポーツ賞
- 9. スポーツ奨学金
- 10. 選手、コーチ、代表チームの派遣
- 11. スポーツ施設の整備と整備のための助成
- 12. コーチ費用、トーナメント費用、その他費用の財政支援
- 13. 国内におけるスポーツに関する事項
- 14. 体育教育

.

⁴¹ The Order of the Govt. of India (Allocation of Business) Rules, 1961. http://cabsec.nic.in/showpdf.php?type=allocation_businessrule

スポーツ庁の政策方針と事業プログラムについて、青年スポーツ省が公表した市民憲章 (Citizen's Charter) の記載に従って整理すると、次のようになる42。

本省のビジョン(Our Vison)

本省は、青少年の個性を育成し、その潜在的能力を全て発揮できるようにする機会を提供すると同時に、青少年がさまざまな国作り事業に関与する機会と、国内・国際レベルで「幅広い」スポーツに参加し、「優れた成果を達成する」機会を提供するというビジョンを定めている。

本省の任務(Our Mission)

以下を目的として、国内の青少年とスポーツの推進・育成を目的とした政策を策定する。

- スポーツと社会奉仕を通じた青少年の個性の総合的な育成の推進を目的とした政策及び綱領を策定し、施行すること。
- 青少年をさまざまな国づくり事業に参加させることを目的とした政策及び綱領を策定し、 施行すること。
- インド伝統のスポーツの推進及び普及を目指し、競技スポーツにおける優れた成果を達成し、アジア及び世界において、インドを我が国の潜在的能力に見合うスポーツ大国とすることを目的とした政策及び綱領を策定し、施行すること。

本省の顧客(Our Clients)

本省の顧客は以下の通りとする。

- 青少年及び未成年者、非政府組織/任意団体/協会
- ・ネール・ユヴァ・ケンドラ(NYKS)及び NYKS 傘下の青少年クラブ/マヒラ・マンダル、全国サービス制度(NSS)ボランティア及びその各種地域センター
- 州/連邦直轄領政府
- ・スポーツ選手、そのコーチ及び補助職員
- 国内スポーツ連盟/地域スポーツ協会/団体/国際スポーツ団体
- インドスポーツ局(SAI)及びインドオリンピック協会(IOA)
- 各中央省庁/州/連邦直轄領政府
- ・スポーツ用品業界

青年スポーツ省の実施業務(Services Provided by the Ministry of Youth Affairs & Sports) 青年スポーツ省は、各種制度に基づき、事業対象者に経済的及び非経済的な支援及び援助を提供する。

本省の公約

- 本省は、青少年及びスポーツ関連事項に関し、一般市民の立場に基づき、公平な業務を 一般市民に直ちに提供することを約する。
- 本省は、提示された提案を迅速かつ効率的に処理することを約する。
- 本省は、一般市民もしくは本省職員から提示された苦情を迅速に是正する措置を講じる ことを約する。
- ・本省は、政策を策定し、全ての関連当事者との協議を開始し、必要に応じて政策を修正することを約する。

本省の組織

42 Other and Objections Ministry of Veryth Affairs 0 Oceanie

・本省は、青年スポーツ大臣を長とする。また青年スポーツ担当閣外大臣を配する。本省

⁴² Citizen's Charters , Ministry of Youth Affairs & Sports http://www.goicharters.nic.in/youthaffairs.htm

の行政機構は、青年スポーツ事務次官を長とする。また次官補(スポーツ担当)、次官補(青年担当)及び次官補(行政担当)が次官を補佐する。

・本省の所属機関/独立外部団体には、インドスポーツ局(SAI)、ネール・ユヴァ・ケンドラ・サンガタン(NYKS)、ラクシュミバイ国立体育研究所(LNIPE)、ラジーヴ・ガンジー国立青少年育成研究所(RGNIYG)及び全国サービス制度(NSS)などがある。付録Iに、本省ならびに本省の下級官庁/独立団体の組織表を示す。

<u>本省の事業とプログラム- スポーツ (Our Schemes and Programmes – SPORTS)</u>

・スポーツ施設建設補助金(Grants for Creation of Sports Infrastructure)

スポーツ分野において活動する州及び連邦直轄領(UT)政府、地方公共団体、ならびに登録ボランティア団体に対し、運動場の開発、ならびに屋内・屋外競技施設、スイミングプール、ウォータースポーツ及びウィンタースポーツ施設、射撃練習場及び既存のスポーツプロジェクトにおける追加施設の建設を目的とする補助金を交付する。また本省は、州または連邦直轄領政府に対し、県または州レベルのスポーツ複合施設の建設に関する支援も行う。

経済的支援については、中央行政機関と対象となる出資機関と州政府とのコスト負担割合を、指定州及び丘陵・部族地帯に関しては75:25、他の地域については50:50とすることを条件として実施する。集中支援については、各施設に関する事業計画に示す上限を限度とする。またケンドリヤ・ヴィドヤラ・サンガタン/ナヴォダヤ・ヴィドヤラ・サミティの州または連邦直轄領に対しても、各々の学校内の特定施設の建設を目的とする50万ルピーの支援を受ける権利を付与するものとする。

 スポーツ設備または運動場に関する地方学校への補助金(Grants to Rural Schools for Sports Equipment and Playground)

規定の面積を有する運動場の可用性に関する条件を満たす農村地域の中等学校/上級中等学校のうち、正式に任命を受けた体育教師を雇用する学校に対し、運動場の開発及びスポーツ設備用消耗品または非消耗品の購入を目的とする最高 15 万ルピーの補助金を交付する。本事業計画に基づく支援を提供する学校は、1 区域あたり1年に1校とし、計画期間内に1 区域あたり2校までとする。

- ・複合競技場の設置に関する補助金(Grant for Installation of Synthetic Playing Surfaces) スポーツアカデミー及びスポーツ合宿所を運営する州・連邦直轄領、州スポーツ評議会・当局、スポーツ協会・連盟、サービス・鉄道スポーツ管理委員会、地方団体、大学・カレッジ・学校、民間・公共セクター企業に対し、経済的支援を行う。ホッケー競技場及び陸上トラックの設置あるいはこれらの更新に限り、最高 100 万ルピーもしくは推定費用の 50%のうち、少ない額を支援する。
- 大学またはカレッジにおけるスポーツ振興用補助金(Grants for Promotion of Sports in Universities and Colleges)

大学またはカレッジに対し、運動場の開発/屋内競技施設の建設を目的とする経済的支援を行う。経済的支援の負担割合は、特定の上限を設けることを条件として、指定州については 75:25、その他の全ての州については 50:50 とする。また、スポーツ設備

⁴³ インドの高等教育機関は大学(university)とカレッジ(college)に大別でき、前者は日本の大学院レベルの教育及び学術研究を中心とし、カレッジは日本の学部レベルの教育を中心とする。修業年限はカレッジが3年間で、大学では修士課程2年間、博士課程準備課程2年間、博士課程が3~5年であり、大学の修士課程は日本の大学学部4年生に相当する。上級高等学校卒業者は大学、カレッジ何れかの進学を選択できる。

の購入についても、30万ルピーを上限とする経済的支援を行う。インド大学協会に対しても、スポーツ選手の指導/トレーニング合宿の実施、大学間トーナメント及び国外トーナメントへの参加を目的とする経済的支援を行う。

・国内スポーツ連盟に対する支援(Assistance to National Sports Federations)

本省は、認定を受けた国内スポーツ連盟に対し、トレーニング及び国際トーナメントへの参加を目的としたチームの海外派遣、インド国内における国際トーナメントの開催、国内選手権の実施及びスポーツ設備の調達を目的とする経済的支援を行う。また SAI を通じて経済的支援の枠を拡大し、指導合宿の実施、ナショナルチームの編成及び国外指導者の雇用に関する支援も行う。また当該連盟の次官補/副次官補の給与を保証する形で限定的な事務支援も行う。

・スポーツ奨学金事業計画(Sports Scholarship Scheme)

州、国内及び大学またはカレッジレベルの優秀なスポーツ選手に対し、月額 450 ルピーの州レベル奨学金、月額 600 ルピーの国内レベル奨学金及び月額 750 ルピーの大学またはカレッジレベル奨学金を交付する。また、本事業計画に基づき、優秀な女性スポーツ選手に対しては月額 1,000 ルピーの特別奨学金(成人の女性スポーツ選手を対象とする)、SAI センターにおいてスポーツ指導の学位の取得を目指している女性に対しては年額 6,000 ルピーの奨学金、及び体育学分野の哲学修士号/博士号の取得を目指している女性に対しては年額 6,000 ルピーの奨学金を最長3年間交付する。またスポーツ科学のさまざまな側面に関する研究の実施を促し、奨励するため、医師及び科学者ならびに選定した機関に対しても奨学金を交付する。

賞、その他の奨励金(Awards and Other Incentives)本省は、特に優秀なスポーツ選手/指導者を表彰する以下の賞を制定した。

i) アージュナ賞

(Arjuna Award)

対象年及び過去3年間に極めて優れた成績を上げた優秀なスポーツ選手に対する国内最高の賞として、賞状、小型の彫像及び賞金30万ルピーを授与する。また生涯を通じてスポーツ及びスポーツ振興に貢献したスポーツ選手の表彰も行う。

ii) ラジーヴ・ガンジー・ケール・ラトナ賞

(Rajiv Gandhi Khel Ratna Award)

スポーツ分野において最も華々しく、極めて優秀な成績を収めたスポーツ選手/チームを称え、50万ルピーを授与する。

iii) ドロナチャーリャ賞(Dronacharya Award)

優秀な指導者に対し、表彰状、盾及び賞金25万ルピーを授与する。

iv) マウラナ・アブドゥアル・カラーム・アザード) 賞

(Maulana Abdual Kalam Azad Trophy)

年間に大学レベルで総合的に最も優れた成績を収めた者に、賞金 10 万ルピーを授与する。

v) 国際スポーツ大会におけるメダル受賞者に対する特別賞金

(Special Cash Award to medal winners in International Sports Events)

特定の国際スポーツ大会(オリンピック大会、アジア競技大会、コモンウェルス競技大会)におけるメダル受賞者に75,000 ルピー~150 万ルピーの特別賞金を授与する。

• スポーツ選手を対象とする国家福祉基金(National Welfare Fund for Sports Persons) 過去数年間貧困生活を送っていた極めて優秀なスポーツ選手に対する経済的支援として、月額最高 2,500 ルピーの給付金(pension)を交付する。また、治療を目的として、

最高 4 万ルピーの一時補助金 (lump-sum grants) を交付する。また国際大会への参加に向けたトレーニング中に致命傷を負ったスポーツ選手に対しては最高 10 万ルピーを交付し、致命傷以外の慢性傷害を負ったスポーツ選手に対しては最高 4 万ルピーの一時補助金を交付する。さらに、貧困状態にある極めて優秀なスポーツ選手の家族に対しても、事例ごとに最高 4 万ルピーの一時的な経済的支援を行うことができる。テレビやラジオのコメンテーター、レフェリー、コーチ、審判など、優秀ではあるが裕福ではないスポーツ振興者に対し、最高 1 万ルピーの経済的支援を行う。

- ・学校内におけるスポーツ及び競技の振興(Promotion of Sports and Games in Schools) 県及び州レベルの学校間トーナメントを開催する場合、県あたり 5 万ルピー、州/連 邦直轄領あたり 20 万ルピーの補助金を交付する。国内最高レベルのトーナメントを実施 する州に対し、トロフィーならびに 10 万ルピーの賞金を交付する。
- ・国家スポーツ振興基金(National Sports Development Fund)

スポーツ及び競技の振興を目的として、政府機関、非政府組織、公共及び民間企業セクター、在外インド国民からの資源を結集するという観点から創設された基金。本基金への寄付金は、所得税から100%の税額控除が適用される。

• 優秀なスポーツ選手に対する年金用スポーツ基金 (Sports Fund for Pension to Meritorious Sports Persons)

オリンピック大会のメダル受賞者及びワールドカップまたは世界選手権の金メダル受賞者に対しては月額 2,500 ルピーの給付金、ならびにワールドカップまたは世界選手権の銀メダル受賞者及び銅メダル受賞者、ならびにアジア競技大会及びコモンウェルス競技大会の金メダル受賞者に対しては、月額 2,000 ルピーの給付金を交付する。当該年金は、30歳から生涯にわたって交付する。

- ・インドスポーツ機関(SAI)では、年少者/青少年及び成人グループを対象として、以下のスポーツ振興事業計画を実施している。
- 1. 全国スポーツ人材コンテスト事業計画
- 2. アーミーボーイズスポーツ団体事業計画
- 3. 特別地域競技会
- 4. SAIトレーニングセンター中核センター事業計画
- 5. 全国コーチング事業計画
- ・インドスポーツ機関(SAI)では、同機関傘下の各種機関を通じ、以下の教育課程を実施している。
- 1. ネータージー・スバース国立スポーツ研究所
 - a) スポーツ指導に関する学士課程(1年)
 - b) スポーツ指導に関する修士課程(2年)
 - c) スポーツ医学に関する大学院課程(2年)
 - d) 修了課程(6週)
- 2. SAI, NS 南部センター

スポーツ指導に関する学士課程(1年)

- 3. SAI NS 東部センター
 - 北東部州を対象とする特別課程(1年)
- 4. ラクシュミバイ国立体育カレッジ
 - a) 体育学学士(3年課程)
 - b) 体育学修士(2年課程)

- c) 健康・体調管理に関する大学院課程(1年)
- d) 適応体育学に関する大学院課程(1年)
- ・ラクシュミバイ国立体育研究所(大学相当機関)⁴は、国内有数の学術センターとして 以下の課程を実施している。
 - 1. 体育学学士課程(BPE)(3年)
 - 2. 体育学修士課程(MPE)(2年)
 - 3. 体育学修士課程(在職中の指導者を対象とする夏期講習課程) (3年)
 - 4. 体育学哲学修士課程(1年)

同研究所では、退役軍人を対象とする体育学現場訓練プログラム、ならびに大学、カレッジ、学校の体育教師を対象とする再訓練/入門課程も実施している。同研究所には、設備の整った図書館が設置され、体育学及び関連分野に関する 30,000 冊以上の文献が収蔵されている。

●組織

スポーツ庁は、ニューデリーの中央官庁街にある連邦政府合同庁舎に青年庁と共に設置されている。青年スポーツ省の組織編成は、青年スポーツ大臣の下にスポーツ庁事務次官(Secretary(Sports))と青年庁事務次官(Secretary(Youth Affairs))の2人が設置され、次官補(Joint Secretary)が青年スポーツ省全体で4人設置される。

次官補が統括する局(Bureau)については、政令や規則によらず省内の事情で数や配置の調整が可能である。そのため、局の種類や数、次官補2人の局分担、局のラインの長に任命する局長級(Director)または課長級(DS:Deputy Secretary)の数、さらに局長級の下に配置する課長補佐級(US:Under Secretary)の数は毎年のように変化している。

2011 年以降の編成では、次官補4人のうち、スポーツ庁担当は2人となっている。残り 2人のうち 1 人は青年庁担当で、もう 1 人は財務審議官として青年担当事務次官の下に配置されている。しかし、2011 年以前は、財務審議官及びその下部系統は2人の事務次官の共管となっていた。これは、2010 年 10 月のコモンウェルス競技大会デリー大会 (Commonwealth Games 2010) に向けて財務担当次官補をスポーツ庁事務次官の命令系統に置く必要があったためで、この共管は大会終了とともに解除されている。

青年スポーツ省全体の職員数は 2011 年時点で 181 人、定数は 217 人であったが、スポーツ庁と青年庁別の職員数及び定数は公表されていない。2013 年 1 月にスポーツ庁行政官にヒアリングを実施した際には、スポーツ庁の実働人員は約 100 人との回答を得ている。

⁴⁴ 大学相当機関(deemed university)とは、大学(university)として当初設立されなかったが、後に学術的・教育的に高い水準であると人的資源開発省が認可し、UGC(University Grants Commission;大学助成委員会)によって大学と同等の財政支援受給資格を得た高等教育機関を指す。インド全土には約130校の大学相当機関が存在する。

国立ラジーヴ・ガンジー青年振興機

構

監督課

調整課

総務課

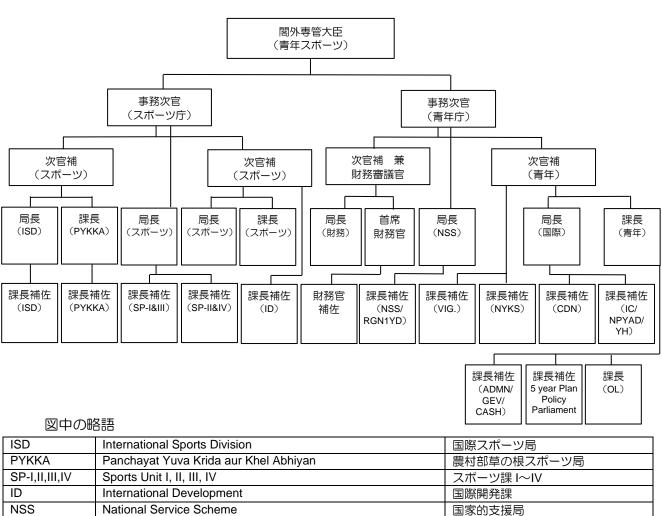
公用語課

国際協力課

青少年振興課

農村部青年活動課

ユースホステル担当



図表-6-14 青年スポーツ省の組織図(2011年)45

スポーツ庁は、国際スポーツ局、農村部草の根スポーツ局(PYKKA)、スポーツ局の3局で編成されているが、局のトップは局長級または課長級のポストである。また、スポーツ局は局長級2人と課長級1人の合計3人が分掌するという特異なポジショニングが行われている。

Rajiv Gandhi National Institute of Youth Development

National Programme for Youth and Adolescent Development

RGN1YD

Vigilance

Coordination

Youth Hostel

Administrator

Official Language

Nehru Yuva Kendra Sangathan

International Cooperation

VIG

NYKS

CDN

NPYAD

ADMIN

IC

YΗ

OL

Ministry of Youth Affairs and Sports, Annual Report 2011-12 p.113 http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/4232884893.pdf http://india.gov.in/outerwin.php?id=http://yas.nic.in/index.html

(イ)権限の根拠

青年スポーツ省スポーツ庁の設置根拠は、1961 年 1 月 14 日制定の「インド政府業務分担規則(the Government of India (Allocation of Business) Rules, 1961)」⁴⁶の規定により、AOB(Allocation of Business Rules;業務分担規則)の別表 I(First Schedule)に定められている⁴⁷。

また、別表 II(Second Schedule)には別表 I に記載された省の業務分担が記載されていおり、青年スポーツ省の行政事務は、別表 II の 147 ページから 148 ページにかけて、青年庁とスポーツ庁に分けて記載されている48。

(ウ) 財源

青年スポーツ省スポーツ庁の財源は連邦政府の一般会計予算であり、スポーツくじ等を 財源にするものはない。

なお、スポーツ関係の公的基金として、NSDF(National Sports Development Fund;国家スポーツ振興基金)がある。NSDFは 1998年に中央政府が当初 20 百万ルピーを投じて創設された基金であり、非営利団体や企業、個人など非政府部門からの寄付によって基金を造成し、国家的スポーツの振興のための財源として用いるものである。寄付金額の 100%は所得税の税額控除が受けられる。

2011 年 12 月末現在の基金運用額は 922 百万ルピーであり、うち 500 百万ルピーは BCCI (Board of Control for Cricket of India;インドクリケット管理委員会) からの寄付によるものである⁴⁹。基金の支出はトップレベル競技者の国内外トレーニングにかかる費用に対して行われ、近年では年間 26 人前後に対して補助が実施されており、2012 年 11 月末までの累計補助額は約 94 百万ルピーであった⁵⁰。

政府により設置された青年スポーツ大臣を委員長とする委員会が基金の管理を行い、基金の運用実務はスポーツ庁事務次官を長とする 10 人の小委員会が行っている⁵¹。

⁴⁶ http://cabsec.nic.in/allocation_order.php

http://cabsec.nic.in/allocation_firstschedule.php

⁴⁸ http://cabsec.nic.in/showpdf.php?type=allocation_secondschedule

⁴⁹ Ministry of Youth Affairs and Sports, Outcome Budget 2010-2011,p.17 http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/6831719428.pdf

⁵⁰ Ministry of Youth Affairs and Sports, Annual Report 2010-11 p.144

http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/9464576377.pd

⁵¹ ibid., p.84

(工) 予算

図表-6-15 青年スポーツ省の予算推移 2011~2013 年度(単位:百万ルピー)

	2011-12 確定予算額		見	2012-13 見直し予算額	頭	2013-14 当初見積予算額		額	
	Plan	Non- Plan	計	Plan	Non- Plan	計	Plan	Non- Plan	計
①スポーツ関係予算要求	6,063.8	509.6	6,573.4	5,334.4	597.2	5,931.6	7,280.0	647.2	7,927.2
SAI (Sports Authority India)	2,509.0	401.7	2,910.7	2,450.0	473.2	2,923.2	2,760.0	500.0	3,260.0
国立ラクシュミバイ体育大学	250.0	88.7	338.7	125.0	96.0	221.0	200.0	117.0	317.0
スポーツ活動に対する報償金	117.0	0.0	117.7	44.0	0.0.	44.0	50.0	.0.	50.0
スポーツ選手の年金国庫負担	35.0	0.0	35.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	20.0
NSF に対する補助金	998.1	0.0	998.1	1,000.0	0.0	1,0000	1,000.0	0.0	1,000.0
才能発掘訓練スキーム	20.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
コモンウェルス競技大会	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0
国家スポーツ振興基金	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0
国家ドーピングテストラボ	25.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	57.0	0.0	57.0
国家アンチドーピング機関	5.0	.0.	5.0	5.0	0.0	5.0	6.0	0.0	6.0
草の根スポーツ振興補助金52	1,650.1	0.0	1,650.1	1,350.0	0.0	1,350.0	1,800.0	0.0	1.800.0
障害者スポーツ振興費	43.9	0.0	43.9	70.0	0.0	70.0	70.0	0.0	70.0
スポーツ選手医療福祉基金	0.0	3.5	3.5	0.0	5.0	5.0	0.0	10.0	10.0
アージュナ賞	0.0	10.9	10.9	0.0	15.0	15.0	0.0	11.0	11.0
ダイアンチャンド賞	0.0	1.8	1.8	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0
ドロナチャーリャ賞	0.0	3.0	3.0	0.0	5.0	5.0	0.0	3.2	3.2
国公立学校体育教育補助金	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0	4.0	4.0
都市部スポーツ施設補助金	405.0	0.0	405.0	189.4	0.0	189.4	180.0	0.0	180.0
国立スポーツ医科学研究所	0.0	0.0	0.0	4.0	0.0	4.0	20.0	0.0	20.0
国立コーチ教育研究所	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	10.0	0.0	10.0
国家運動能力向上プログラム	0.0	0.0	0.0	1.0	0.0	1.0	10.0	0.0	10.0
国内人材発掘スキーム53	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	56.0	0.0	56.0
②青年関係予算要求	2,754.0	393.0	3,147.0	2,606.4	412.8	3,019.2	2,556.0	454.0	3,010.0
③スポーツ+青年予算要求①+②	8,817.8	902.6	9,720.4	7,940.8	1,010.0	8,950.8	9,836.0	1,101.2	10,937.2
④中央政府特別政策関連	0.0	0.0	0.0	955.2	0	955.2	1,094.0	0.0	1,094.0
⑤その他	0.0	138.4	138.4	0.0	150.0	150.0	0	158.8	1252.8
Actual Recoveries	-155.5	0.0	-17.1	1	_	_	_	-	_
⑤青年スポーツ省予算要求 ③+④+⑤	8,662.3	1,041.0	9,703.3	8,896.0	1,160.0	10,056.0	10,930.0,	1,260.0	12,190.0
財務省配分決定額	8,662.3	_	8,662.3	7,940.8	_	7,940.8	9,836.0	_	9,836.0
スポーツ+青年関係政策	8,662.3	_	8,662.3	7,940.8	_	7,940.8	9,836.0	_	9,836.0
中央政府特別政策関連	0.0	_	0.0	955.2	_	955.2	1,094.0	_	1,094.0

⁵² Panchayat Yuva Krida aur Khel Abhiyan (PYKKA) は農村部の草の根スポーツ振興のための補助金プロ

グラム
⁵³ Scheme for Identifying and Nurturing Sports Talent,
Concept Note on 'Long Term Plan for Development of Talent In Olympic Sports, 8th January 2013
http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File921.pdf

(オ)統括団体等、スポーツ団体との関係

青年スポーツ省スポーツ庁は、競技統括団体(NSF: National Sports Federation、以下NSF)の認定(recognition)と登録を行っている。

また、NSF に対する政府補助金は、青年スポーツ省が財務省に次年度の予算見積額を要求し、財務省が配分額を査定のうえ決定すると、青年スポーツ省が青年庁(Department of Youth Affairs)とスポーツ庁(Department of Sports)に再配分する。

スポーツ庁は自ら直接 NSF への補助金交付を行うほか、SAI(Sports Authority of India;インドスポーツ機関)に補助金を交付し、SAI はインド代表チームを率いる NSF に補助金を再交付する、という手順で財政支援が実施されている。

図表-6-16 インドの競技統括団体(NSF: National Sports Federation) 2012 年 9 月54

競技名	NSF
アーチェリー	Archery Association of India
陸上	Amateur Athletic Federation of India
アチャパチャ	Atya Patya Federation of India
バドミントン	Badminton Association of India
野球	Amateur Baseball Federation of India
バスケットボール	Basketball Federation of India
ビリヤード	Billiards & Snooker Federation of India
ボクシング	Indian Amateur Boxing Federation
ブリッジ	Bridge Federation of India,
キャロム	All India Carrom Federation,
チェス	All India Chess Federation
サイクルポロ	Cycle Polo(2005-2009)
聴覚障害者競技	All India Sports Council of the Deaf
馬術	Equestrian Federation of India
フェンシング	Fencing Association of India
サッカー	All India Football Federation
ゴルフ	Indian Golf Union
ハンドボール	Handball Federation of India
カバディ	Amateur Kabaddi Federation of India
空手	All India Karate Do Federation
	Kho-Kho Federation of India,
パワーリフティング	Indian Powerlifting Federation
パラリンピック競技	Paralympic Committee of India
射撃	National Rifle Association of India
ローラースケート	Roller Skating Federation of India

競技名	NSF
ボート	Rowing Federation of India
学校スポーツ	School Games Federation of India
セパタクロー	Sepak Takraw Federation of India
シューティングボール	Shooting Ball Federation of India
ソフトテニス	Amateur Soft Tennis Federation of India
ソフトボール	Softball Association of India
知的障害者競技	Special Olympics Bharat
スカッシュ	Squash Racket Federation of India
水泳	Swimming Federation of India
卓球	Table Tennis Federation of India
テコンドー	Taekwondo Federation of India
ボウリング	Ten-Pin Bowling Federation of India
テニコイ	Tenni Koit Federation of India,
テニス	All India Tennis Association
テニスボールクリケット	Tennisball Cricket Federation of India
綱引き	Tug-of-War Federation of India
ヨット	Yachting Association of India
バレーボール	Volleyball Federation of India
重量挙げ	Indian Weightlifting Federation
冬期競技	Winter Games Federation of India
レスリング	Wrestling Federation of India
中国武術	Wushu Association of India
自転車	Cycling Federation of India
ボールバドミントン	Ball Badminton Federation of India
ジャンプロープ	Jump Rope Federation of India
NSF 認知	定団体 合計 50団体

(2011 年まで NSF の認定を受けていたが、2012 年 9 月 27 日公表の NSF 認定団体から外されている団体)

競技名	NSF					
スカイスポーツ	Aero Club of India					
大学スポーツ	Association of Indian Universities					
クリケット	BCCI (Cricket)					
体操	Gymnastics Federation of India					
ホッケー	Hockey India					
アイスホッケー	Ice Hockey Association of India					
柔道	Judo Federation of India					
カヤック&カヌー	コヤック&カヌー Kayaking & Canoeing Association of India					

競技名	NSF					
モータースポーツ	Federation of Motor Sports					
ネットボール	Netball Federation of India,					
コーフボール	Korfball Federation of India,					
マラカーンブ	Mallakhamb Federation of India					
ポロ	Indian Polo Association					
トライアスロン	ライアスロン Indian Triathlon Federation,					
ラグビー	Indian Rugby Football Union					
合計 15 団体						

⁵⁴ List of National Sports Federations who have been granted annual recognization for the year 2011 including newly recognized nsfs and dispute in the management of nsf settled recently (as on 27-09-12) http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkfile/File1004.pdf

_

2001 年 8 月、青年スポーツ省は国家スポーツ政策(National Sports Policy)を策定し、スポーツ団体に向けたガバナンス強化のガイドラインとして"Guidelines for Assistance to National Sports Federations"を制定し、その後数々の通達を発出して NSF のガバナンス強化の施策を見直してきた55。2009 年 11 月 12 日には、NSF の認定更新を今後 1 年毎とすることに改め、ガバナンス強化の観点で要求する諸事項を遵守することを認定の要件とする旨の通達を発出した56。

2011 年 1 月 31 日に、NSDC(National Sports Development Code of India 2011;国家スポーツ振興規程)を公布した。NSDC は青年スポーツ省がそれまで発出した通達及びガイドラインについて、それらの意義と目的を整理のうえ改めて規程として提示したものである。そして 2011 年 2 月には NSDC を法制化したものとして国家スポーツ振興法案(NSDB: National Sports Development Bill;以下 NSDB)を公開した。

NSDBはNSFのガバナンス強化を目的とした法案であったが、役員の70歳定年制や2005年情報公開法の適用を義務づけるなどの法案条項についてインドオリンピック委員会や有力スポーツ団体であるBCCI(インドクリケット管理委員会)が抵抗し、2011年8月30日の閣議では否決され、その後2011年10月14日には修正法案が公表されたものの、2013年3月現在未だ国会審議に至っていない57。

しかしながら 2012 年 3 月のデリー高裁判決において NSDC の法的効力が確認されたことで青年スポーツ省による NSF 認定更新は正当化され、認定要件に満たないと判断された NSF は要件を満たすまでは国際試合の出場や財政支援に一定の制限が課されるようになっている。

2013 年 3 月、青年スポーツ省は NSDC の規程見直しにかかるワーキンググループを新たに設置し、2013 年 8 月末を目途に新規程を公表することを予定している。見直しにあたっては、NSF の自律性をより尊重し、厳しすぎるという批判も寄せられている認定要件について、今後緩和を検討する方針である58。

375

⁵⁵ Guidelines for assistance to National Sports Federations http://www.ispsquash.com/GUIDELINES%20FOR%20ASSISTANCE%20TO%20NATIONAL%20SPOR TS%20FEDERATIONS.HTM

⁵⁶ Highlights of the steps taken by the Ministry of Youth Affairs & Sports, Government of India http://yas.nic.in/highlight.pdf

⁵⁷ NSDC 及び NSDB の内容と詳しい経緯については、以下の文部科学省委託報告書を参照。 WIP ジャパン(2012)「スポーツ政策調査研究(ガバナンスに関する調査研究)」第4章 インド http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/__icsFiles/afieldfile/2012/05/16/1319876_6.pdf 58 The Hindu, Sports Bill: Ministry forms working group, March 22, 2013 http://www.thehindu.com/sport/other-sports/sports-bill-ministry-forms-working-group/article4538932.ece

(2) スポーツに関する独立行政法人等

青年スポーツ省スポーツ庁が所管するスポーツ関係機関のうち、スポーツ行政の執行機関として独立しているものには、SAI(Sports Authority of India)が該当する。

(ア) SAI (インドスポーツ機関)

• 沿革

SAI(Sports Authority of India; インドスポーツ機関)はインドにおけるスポーツ行政の執行機関として重要な役割を担っている。スポーツ庁予算の約半分は SAI に対する補助金であり、SAI は国内のスポーツ行政に対する補助金再配分機関として広大なインド国内におけるスポーツ施設の整備や各種スポーツ関係プログラムを通じた財政支援を行っている。

SAI の法人格は団体法(Societies Registration Act)にもとづく団体(Society)であり、1984年1月25日に、1982年の第9回アジア競技大会ニューデリー大会特別組織委員会の後継機関としてインド政府により設置されている。設置当初はアジア競技大会のために建設されたスタジアムの管理運営を主たる事業目的としていた。その後、1987年に国立体育スポーツ教育研究所(SNIPES: National Institute of Physical Education and Sports)と統合した。

2010年にはSAIの総会(General Body)の委員長職⁵⁹および理事会(Governing Body)の理事長職⁶⁰にそれぞれ青年スポーツ大臣が就任することによって青年スポーツ省の完全管理下におかれ、事実上スポーツ庁の内局として機能するようになった。ちなみに団体法に基づく団体(Society)とは、実質的な機構や組織そのものを指すのではなく、総会と理事会のメンバーを合わせた名目上の統治機関のことで、SAIの場合はインド首相が団体の総裁(President)であり、副総裁(Vice President)はスポーツ大臣、筆頭メンバーはスポーツ庁事務次官である。

• 事業内容

SAI の事業目的は次のとおりである⁶¹。

- ・インドのスポーツ力を高めるために国際的レベルのさまざまなスポーツ活動の成功を目的としたスキーム/プログラムを開発、推進する。
- 1982 年に竣工した第9回アジア競技大会スタジアムの維持補修管理を、政府委託により 実施する。
- ・青年スポーツ省及び他の機関(州政府、連邦直轄領政府、インドオリンピック協会、競技統括団体等のスポーツ関係団体)と連携し、スポーツの振興に関する活動を推進する。

⁵⁹ Order, 16th April 2010

http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File1166.pdf

⁶⁰ SAI Governing Body

http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/index3.asp?sslid=449&subsublinkid=80&langid=1

⁶¹ SAI Programs and Policies

http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/index2.asp?slid=212&sublinkid=117&langid=1

- ・錬度の高いコーチ及び体育教師の育成のための機関を創立、運営、管理する。
- ・国内のスポーツ施設の計画、建設、取得、開発、譲受、運営、維持、活用を実施する。
- ・スポーツ及び競技者・コーチのためのスポーツ科学に関する研究プロジェクトを企画、 実施、支援、促進、奨励する。
- その他スポーツの振興、発展、成功に関する重要な事項.

これらのうち、SAI が維持補修管理を実施するスタジアムは、ジャワハル・ネルー競技場など大型スタジアム3か所、競泳プール、射撃場の合計5か所であり、いずれもアジア大会、コモンウェルス大会で使用した大型の施設である。

スポーツ活動振興のためのプログラムは、次のようなものを提供している。

図表-6-17 SAI (Sports Authority of India) による主要な青少年スポーツ支援スキーム62

	スキーム	対象年齢層	概要	支援実績
1	国家スポーツ才能発掘スキー ム National Sports Talent Contest (NSTC) Scheme	8~14 歳	学校体育の地区大会等でメダル獲得した生徒の学校に対して、将来のトップアスリート候補として養成するための用具購入費や施設整備にかかる補助金支援を行うもの。	全国 22 校 736 人
2	陸軍少年スポーツ団スキーム Army Boys Sports Companies (ABSC) Scheme	8~16 歳 (男子)	陸軍の協力を得て、設備が整った陸軍の訓練施設の利用を可能とし特定競技の能力向上を図るほか、用具購入費やグラウンド整備費用の補助金支援を行うもの。	全国 15 か所 984 人
3	SAI トレーニングセンタース キーム SAI Training Centre (STC) Scheme	14~21 歳	州政府の協力を得て、州保有の公立トレーニングセンターを活用し、国・州・地方レベルの競技大会でメダル獲得した青年層を対象に訓練支援するほか、州の宿泊施設で栄養指導や健康管理を併せて実施するもの。	全国 61 か所 7,459 人
4	特別地域競技スキーム Special Area Games (SAG) Scheme	14~21 歳	州政府の協力を得て、都市部以外の沿岸部や山岳部、 少数民族集落などの青年層でメダル獲得実績がある者 を対象に特定競技の向上を図るための用品購入費やト レーニング費等に補助金支援を行うもの。	全国 21 か所 1,929 人
5	STC/SAG の学校・大学への適 用スキーム	14~21 歳	各学校または各大学にて 20 名以内の生徒・学生を一定の選考基準に基づいて選抜し、上記の SAI トレーニングセンタースキームまたは特別地域競技スキームへの参加を可能にするもの。	全国 94 か所 1,760 人
6	中核的競技者練成スキーム Centre of Excellence Scheme	17~25 歳	国内大会ベスト6以内の個人競技者または準決勝進出 したチームに対して年2回のコーチングキャンプでの 訓練を行い、キャンプ往復旅費や用品購入等の費用支 援を行うもの。	全国 12 か所 323 人

組織

SAI のスタッフ数は、本部(Headquarter)が計 69 人、全国 11 か所にある地域センターが計 41 人、合計 11 人である⁶³。

-

Ministry of Youth Affairs and Sports, Annual Report 2010-11 pp.46-57 http://yas.nic.in/writereaddata/linkimages/9464576377.pdf

⁶³ http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File1142.pdf



図表-6-19 SAI (インドスポーツ機関) の組織体制⁶⁴

• 財源

SAIの財源は青年スポーツ省からの補助金で賄われている。

• 予算

図表-6-18 SAI (Sports Authority of India) が青年スポーツ省から受け取る補助金

(単位:百万ルピー)

	2011-12 確定予算額			2012-13 見直し予算額			2013-14 当初見積予算額		
	Plan	Non- Plan	計	Plan	Non- Plan	計	Plan	Non- Plan	計
SAI (Sports Authority India)	2,509.0	401.7	2,910.7	2,450.0	473.2	2,923.2	2,760.0	500.0	3,260.0

 $^{64}\ http://www.sportsauthorityofindia.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File450.jpg$

_

- (3) スポーツ担当省以外の省庁が所管する隣接分野
- (ア) 障害者スポーツ

障害者スポーツは、青年スポーツ省が所管している。

(イ) 学校体育

インドにおいて学校教育は憲法上州に権限が属するとされているため、連邦政府は教育 に関する中央省庁がなく、各州政府の教育担当省が学校教育全般を所管している。

州教育担当省の所管事項は州によってさまざまであるが、学校体育を含むカリキュラムについては州教育担当省でなく、都市部自治体(Muniscipality)または農村部自治体(Panchayat)からなる地方自治体(Local Government)の行政部門が所管する例が多いようである。

(ウ)スポーツ施設・公園整備

スポーツにかかるインフラ整備は 2005 年に中央から州に権限が移管されたが、設備の維持管理について適切な状態にあるとは言い難い状況となってきたため、再び中央が州に何らかの支援を行う必要性について政府は検討することになった。

この問題は2009年および2010年に実施された全州スポーツ大臣会合(he Conference of State Sports Ministers)で議論され、国家計画委員会による第11次5か年計画のレビューの際にも年度予算の検討とあわせて検討された。国家計画委員会は中央と州の政策を総合調整する機関であり、新たに州に影響する中央の中長期政策が形成される際に、まず特定の州においてパイロット事業として実践することを勧奨し、その事業効果を測定する役割も担っている。

これに従って誕生したのが 2010-11 年度の「都市部スポーツ施設補助金」パイロット事業である⁶⁵。以下に、スポーツ庁による当事業計画の説明文書の抄訳を記載する。

都市部スポーツ施設開発支援事業計画

2005 年、それまでのスポーツ施設に関する事業計画を州セクターに移転した際、数多くのスポーツ施設が建設されたが、メンテナンスが十分に行われず、また指導者や設備などが不足していたことから、その利用率は低い状態が続いていた。また特に全国競技会用に建設した大規模施設でも利用率が低い状態が続き、中には利用されていない施設もある。そのため、これら施設の有効利用を促すために国もしくは州が利用できる効果的なシステムを設定する必要があると考えられた。

この問題については、2009 年および 2010 年に実施された全州スポーツ大臣会合において議論され、都市部スポーツ施設開発支援総合事業計画の実施が満場一致で決議された。その後、この問題は、国家計画委員会による第 11 次計画の中間評価の際にも、年次計画に関する議論と合わせて取り上げられた。国家計画委員会は、包括的な都市部スポーツ施設振興中央事業計画をパイロット事業として実施すること、すなわち事業計画を一律に実施するのではなく、実行可能性および実現可能性に基づいて実施することに原則として合意した。

この合意を受け、中央政府は「スポーツエコシステム」全体、すなわちスポーツ選手のトレーニングおよび育成、指導およびスポーツ施設を包括的に視野にいれた中央事業計画「都市部スポーツ施設開発支援事業計画」を、2010~2011 年にパイロット事業として実施することを承認した。同事業計画では、競技場協会を通じた州政府による競技場の開発、中央政府および州政府による指導者育成プログラム、スポー

-

⁶⁵ Scheme of Assistance for the Creation of Urban Sports Infrastructure http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkfile/File936.pdf

ツ選手アカデミー(SAI センターを中核とするハブアンドスポーク型アカデミー。各州の主要スポーツの需要に対応)の設立を想定している。同事業計画では、地域競技場の振興、支援および保全を行うシステムに対する国および州レベルでの推進および支援、既に州内に設置されているスポーツ施設において不足している要素の補填を通じたあらゆるレベルでの利用の促進、需要に基づくスポーツ施設の建設、地域の指導者を含む指導者の能力育成を重点的に実施する。

本事業計画では、州政府、地域市民団体、学校、カレッジ、大学およびスポーツ管理委員会を支援の対象とする。

本事業計画の主な特徴は以下のとおりである。

- (i) 州レベルの競技場協会の設立および運営費として、各州に年額5百万ルピー、各連邦直轄領に年額2.5百万ルピーの補助金を2年間交付する。かかる協会は、インド競技場協会(NPFAI)に倣い、それを手本としなければならない。年間補助金は、設立費および管理費の充当、登録競技場の総合データベースの整備、危機的な状況にある競技場に対する法的支援の提供、セミナーまたはワークショップの開催、ならびに州レベルのパイロット事業をサポートする支援の提供など、協会の目的を推進するために使用するものとする。
- (ii) 国レベルでは、州の模範となるパイロット事業のサポートなど、同様の業務の実施を目的として、NPFAI に年額 25 百万ルピーの年間助成金を交付するものとする。また NPFAI が支援するプロジェクトは全て NPFAI (National Playing Fields Association of India; インド国立競技場協会)に登録しなければならず、かつ覚書の書式に基づき、地域競技場として覚書に記載しなければならない。
- (iii) 州政府、地域団体、カレッジ、大学、スポーツ管理委員会を一方当事者とし、SAI を他方当事者として、協力してスポーツトレーニング施設を設立する。青年スポーツ省(MYAS)は、本事業計画に基づき、SAI を通じて、もしくは直接、州・連邦直轄領における需要に基づくスポーツ施設の開設に関する支援を行うものとする。かかるスポーツ施設は SAI エクステンションセンターとして機能するものであるが、かかる施設のメンテナンスに関する責任は、全て州政府、連邦直轄領、受益者団体が負うものとする
- (iv) インド伝統のスポーツおよび人気の高いスポーツ、特にインドによるメダルの獲得が期待されるスポーツの環境を重点的に整備するため、以下の種類のスポーツ施設を他のスポーツ施設よりも優先するものとする。
 - (a) 合成競技場(ホッケー、サッカーおよび陸上用)
 - (b) 多目的屋内ホール
- (iv) CPWD (Central Public Works Department、中央公共事業局)、州公共事業局または中央もしくは州の公共事業体(PSU)は、当該事業の建設に関与することができる。見積書の作成に際しては、CPWD または州公共事業局の単価表を適用するものとする。協力して実施する事業を対象として、承認を受けた見積書に基づき、SAI に直接助成金を交付するものとする。
- (v) 州政府、地方市民団体、中央または州政府が管轄する学校、カレッジおよび大学、スポーツ管理委員会に対し、スポーツ施設の開設に関する支援を受ける資格を付与するものとする。
- (vi) 申請者には、土地の所有権、当該団体のスポーツ振興に関する現在の業績、当該団体が所有し、管理し、運営する分野別スポーツ施設、参加者の増加、現在の参加レベルの維持、新たな人材の発掘および育成に関するスポーツ施設/追加設備の影響、運営費および管理費の充当を含む事業の持続可能性を確立する事業計画、既存の協力関係が存在する場合にはかかる協力関係の詳細、スポーツの育成ならびに既存の施設および計画中の施設の運営に関する管理構造、事業遂行の実現能力、計画の概要、見積書および工程表、州政府による予算上の支援(該当する場合)、一般市民による私設運動場の無料利用、他の施設の安価な利用および競技事業計画、指導用施設の可用性、PPPを通じた内部相互補助モデル、実行可能性の強化に向けた地域クラブ、スポーツクラブおよびリーグ、スポーツ協会、ビジネスパートナーとの連携などに関する情報の提供を義務づけるものとする。
- (vii) いずれの州も、年間に2件以上の事業に対する支援を受けることはできない。過去のスポーツ施設事業計画に基づき設立した施設を適正に利用している州を優先するものとする。スポーツ施設の設立に関する助成金は、SAI に交付するものとする。
- (viii) 州/連邦直轄領に対し、年間 20 人または 10 人の指導者に国立スポーツ研究所 (パティアーラ) における1か月の再訓練課程を受講させるための支援を行うものとする。指導者1名につき、トレーニング費、トレーニング教材費ならびに下宿費および宿泊費として、最高 50,000 ルピーの補助金を認める。旅費およびその他の手当については、州/中央行政機関が責任を負うものとする。州政府/連邦直轄領は、指名した指導者から、トレーニング受講後2年間は退職しないとする誓約書を得るものとする。

2010~2011 年、当庁は4件の事業、すなわちインディラスタジアム合成ホッケー場(ヒマチャル・プラデシュ州ウナ)、多目的屋内ホール(パンジャブ州タラン・タラン)、エデンガーデンズ屋内スポーツ

複合施設(クディラム・アヌシラン)の改築/改修および近代化(西ベンガル州コルカタ)および人工芝ホッケー場(ミゾラム州アイゾール)に資金を提供した。

2012~2013 年、当庁は 2011 年 12 月 31 日までに5件の事業、すなわちカリンガスタジアム合成ホッケー場(オリッサ州ブヴァネーシュヴァル)、インディラ・ガンジースタジアム合成トラック(ナガランド州コヒーマ)、ムアルプイ多目的屋内ホール(ミゾラム州アイゾール)、ウメッドスタジアム多目的ホール(ラージャスターン州ジャイプル)およびラニタルスポーツ複合施設合成ホッケー場(マドヤ・パラデシュ州ジャバルプル)に資金を提供した。

(工) 高齢者の健康増進等国民の体力つくり

保健・家族福祉省(Department of Health and Family Welfare)が国民の健康増進にかかる連邦行政事項を所管している。省の使命・目的・機能にかかる最新の政府公表文書には、全年齢層を対象とした国民の体力の増強やスポーツに関する事項は含まれていない66。

しかし、国民のうち生徒を対象とした体力増進の政策であれば、青年スポーツ省が所管する NPFP(National Physical Fitness Programme;国家体力増進プログラム)がある。

NPFP は、中等学校の生徒(10~17 歳)らの体力増進を図るため、各州教育省に統一的な体力測定の指針を示して実施を促し、測定結果が良好な生徒に対する表彰制度を設け、関係諸機関による学校スポーツ支援体制を整えるための青年スポーツ省によるプログラムであり、その全体構想は 2011 年 11 月 18 日の全州青年スポーツ大臣会合(Conference of Ministers of Youth and Sports of States)において承認され、2012 年に政策方針文書が公表され、2013 年より実施されている⁶⁷。

(オ) スポーツ産業の振興

青年スポーツ省はスポーツ産業に対する振興政策は行っておらず、スポーツ産業の振興 政策に相当する行政事務を所管する中央省庁は見当たらない。

イタリア貿易振興会(Italian Trade Commission)が2010年に公表したインドのスポーツ小売産業に関するマーケット調査報告書によれば、インドにおけるスポーツ用品のマーケット規模ははかりしれない大きさであるものの、外国企業がインド国内の卸小売に参入するには数々の障壁があるため、政府による規制緩和が待たれるとしている68。

_

⁶⁶ Results-Framework Document for Department of Health and Family Welfare (2012-2013) http://mohfw.nic.in/showfile.php?lid=1063

http://mohfw.nic.in/index1.php?lang=1&level=1&sublinkid=2&lid=15

⁶⁷ Ministry of Youth Affairs and Sports (2012) 'Exposure Draft, National Physical Fitness Programme For School Children' http://yas.nic.in/writereaddata/mainlinkFile/File1116.pdf

⁶⁸ Italian Trade Commission (2010) "The Sports Retailing Industry in India: Market Research 2010" http://www.ice.gov.it/paesi/asia/india/upload/182/Sports%20sector.pdf

3. 参考文献

【日本語文献】

- ・WIP ジャパン(2012)「スポーツ政策調査研究(ガバナンスに関する調査研究)」第4章 インド
- ・浅野宣之(2011) 「憲法解釈からみるインド司法の現状」アジ研ワールド・トレンド 17(1), 2011.11
- ・広瀬崇子、北川将之、三輪博樹編(2011)「インド民主主義の発展と現実」勁草書房
- ・総務省大臣官房企画課(2009)「インドの行政」諸外国の行政制度等に関する調査研究 No.17 平成 21 年 12 月
- ・自治体国際化協会(2008)「インドの公務員制度~インド行政職(IAS)を中心に」
- 稲正樹(1976)「インド議会制の構造」北大法学論集, 27(1), pp.115-160
- ・稲正樹(1976)「インド連邦執行部の構造」北大法学論集, 27(2), pp.105-151

【英語文献】

- William Gould (2013) "India and the Olympics", Sport in History, Vol.33, Isuue 1,2013 pp.107-109
- Ramachandra Guha (2012) "India after Gandhi" Picador India
- Mona Gupta et al. (2012) "Adolescent Health in India: Still at Crossroads" Advances in Applied Sociology 2012. Vol.2, No.4, 320-324
- K. Nielsen, RK. Storm (2011) "Is India the Exception? The Impact of Economic Growth on the Competitiveness of National Elite Sport Systems" Sport in Society, University of London
- Ministry of Youth Affairs and Sports, Annual Report 2010-11
- Process Initiated for Administrative Reforms & Better Public Service Delivery, 07-December, 2011
- Paramjeet K. Walia, Prabhjeet Kaur (2010) "Government of India Websites: A Study" DESIDOC Journal of Library & Information Technology, Vol.30, No..4, 2010
- Italian Trade Commission (2010) "The Sports Retailing Industry in India: Market Research 2010"
- Institute for Defence Studies and Analyses, India's Defence Budget: Trends Beyond the Numbers, March 4, 2013
- · Lok Sabha Secretariat, "Demarcation of Responsibilities in Government of India
- Review of the AOB Rules, 2010
- Times of India, Plan panel bats for merger of AIDS control with NRHM, Mar 24, 2012
- Ministry of Labour & Employment, Census of Central Government Employees, May 2012
- Functional Review of Department of Administrative Reforms & Public Grievances (DAR&PG)
- Reforms in Governance and Administration, (An approach paper of the Second Administrative Reforms Commission)
- Second Administrative Reforms Commission, 13th Report, "Organisational Structure Government of India" April 2009
- Simon Chadwick et al. (2007) "International Cases in the Business of Sport" Routledge
- Mihir Bose (2006) "The Magic of Indian Cricket: Cricket and Society in India" Routledge
- James Heitzman and Robert L. Worden (1995) "India: A Country Study" Washington: GPO for the Library of Congress
- The Order of the Govt. of India (Allocation of Business) Rules, 1961
- · Citizen's Charters , Ministry of Youth Affairs & Sports
- · Scheme of Assistance for the Creation of Urban Sports Infrastructure
- The Second Administrative Reforms Commissions Reports